

令和2年度版

# 業務概要

(令和元年度 事業実績)



# 目 次

## I 児童相談所の概要

- 1 児童相談所の沿革 . . . . . 1
- 2 児童相談所の沿革規模及び構造等 . . . . . 2
- 3 児童相談所の機構及び業務分担 . . . . . 3
- 4 管轄区域の状況 . . . . . 4

## II 業務の概要

- 1 児童相談の種別と内容 . . . . . 6
- 2 業務の流れ . . . . . 7

## III 相談業務の概要






- 1 相談受理件数の推移 . . . . . 8
- 2 相談受理の状況 . . . . . 9
- 3 援助の状況 . . . . . 12
- 4 虐待相談の状況 . . . . . 15
- 5 判定業務の状況 . . . . . 18
- 6 一時保護業務の状況 . . . . . 20
- 7 里親・里子の状況 . . . . . 22
- 8 里親支援の状況 . . . . . 24

## IV 各種事業の概要

- 1 巡回児童相談事業 . . . . . 25
- 2 ひきこもり等児童福祉対策事業 . . . . . 25
- 3 児童虐待防止対策推進事業 . . . . . 26
- 4 市町村相談体制整備支援事業 . . . . . 28
- 5 関係機関との連携 . . . . . 29

# I 児童相談所の概要

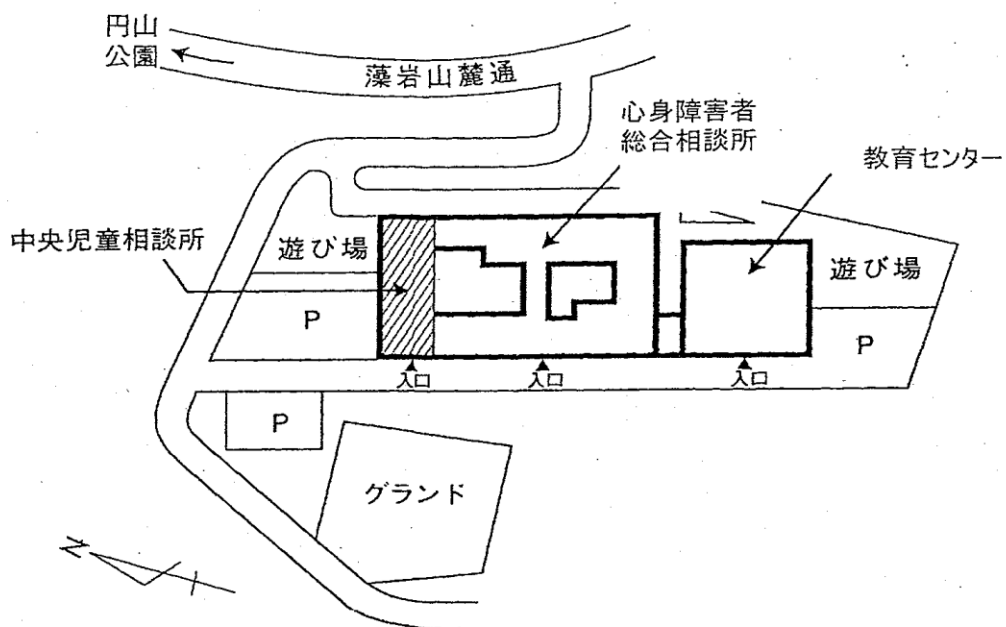
## 1 児童相談所の沿革

年月日	できごと	管轄区域	管轄地図
昭和23年7月10日	設置 北海道条例第32号により、 <b>札幌児童相談所</b> として札幌市南14条西16丁目に設置する。	石狩、空知、後志、渡島、檜山、胆振、日高の各支庁及び札幌市、小樽市、函館市、室蘭市、岩見沢市、夕張市、美唄市	
昭和24年1月18日	区域の分割 北海道条例第6号により、渡島、檜山の両支庁及び函館市を分離し、この区域を管轄する函館児童相談所を新設する。	石狩、空知、後志、胆振、日高の各支庁及び札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市、夕張市、美唄市	
昭和24年9月4日	名称の変更と庁舎移転 北海道条例第59号により、名称を <b>北海道中央児童相談所</b> と改め、庁舎を札幌市南4条東4丁目に新築移転する。		
昭和26年8月23日	課制施行 従来の係制を廃し、庶務、相談、判定、一時保護の四課制とする。		
昭和28年12月28日	区域の管轄 空知支庁管内及び岩見沢市外7市を分離し、この区域を管轄する岩見沢児童相談所を新設する。	石狩、後志、胆振、日高の各支庁及び札幌市、小樽市、室蘭市	
昭和37年4月9日	庁舎の新築移転 札幌市北3条西7丁目に新築移転する。		
昭和39年10月20日	区域の分轄 胆振、日高各支庁管内及び室蘭、苫小牧の両市を分離し、この区域を管轄する室蘭児童相談所を新設する。	石狩、後志の各支庁及び札幌市、小樽市	
昭和43年12月10日	庁舎の改築移転 札幌市琴似町八軒95番地に所在する道立中央農業試験場庁舎(1,364.63㎡)を改装、移転する。		
昭和47年4月1日	区域の分轄 札幌市が政令指定都市となり、札幌市児童相談所が設置されたため、管轄区域から札幌市を分離し、現在の管轄区域となる。		
昭和53年9月1日	障害児教育相談室の設置 昭和54年度からの心身障害児教育の義務教育化にともない、全道一円の就学相談を担当する障害児教育相談室を併置する。	石狩、後志の各支庁及び小樽市	
昭和62年9月1日	庁舎の新築移転 札幌市中央区円山西町2丁目に新築移転する。心身障害者総合相談所・特殊教育センターとの合同庁舎となる。(障害児教育相談室は同センターへ吸収される。)		
平成16年4月1日	組織機構改正 道の組織機構上の名称としては石狩保健福祉事務所児童相談部となる。		
平成22年4月1日	支庁制度改革 道の組織機構上の名称としては石狩振興局保健環境部児童相談室となる。		
令和2年4月1日	組織機構改正 道の組織機構上の名称としては保健福祉部中央児童相談所となる。		

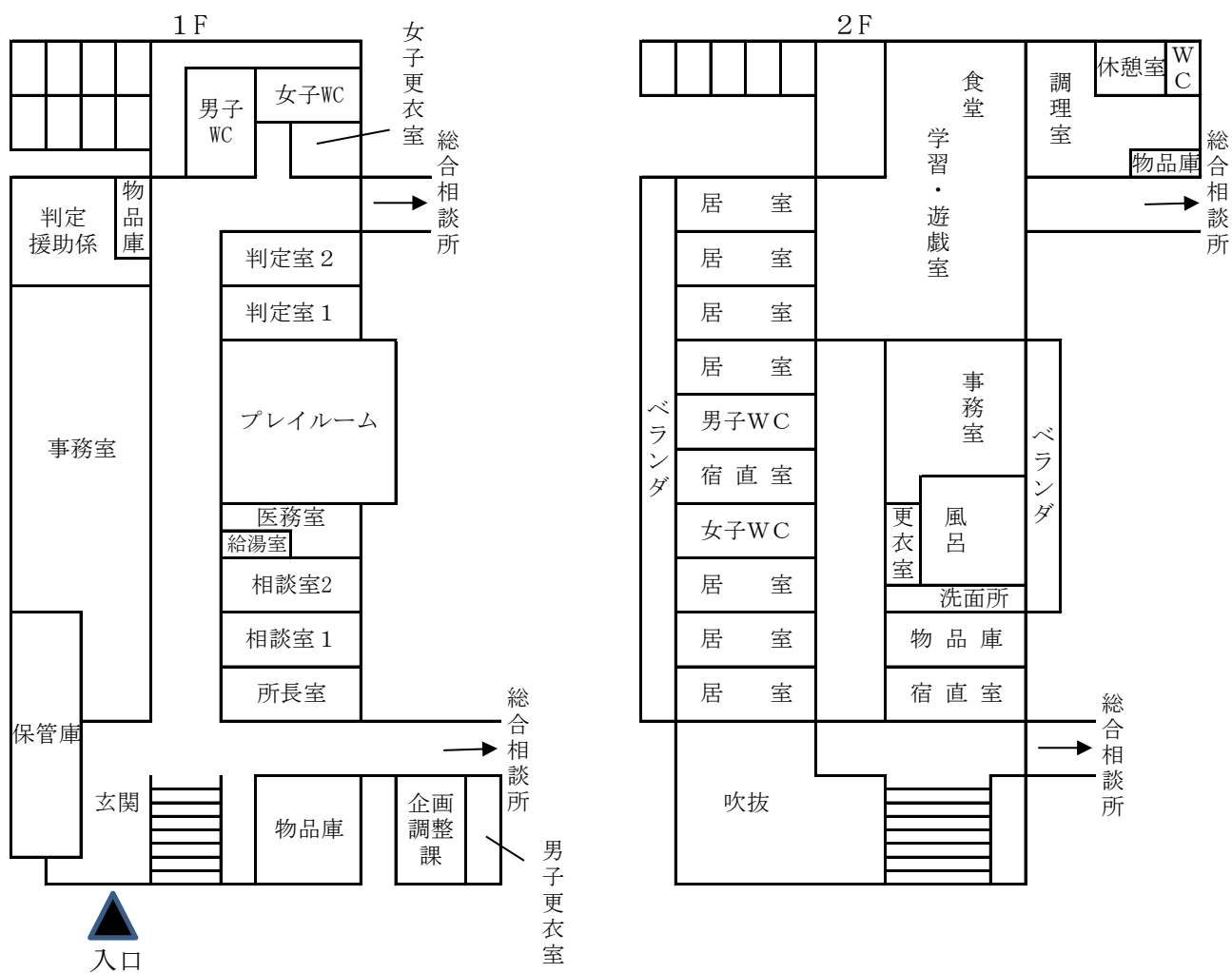
## 2 児童相談所の規模及び構造等

名称 北海道中央児童相談所  
 所在地 北海道札幌市中央区円山西町2丁目1番1号  
 設立年月日 昭和23年7月10日  
 敷地面積 26,145㎡（道立心身障害者総合相談所敷地）  
 建物面積 鉄筋コンクリート2階建 930.07㎡

・庁舎外構

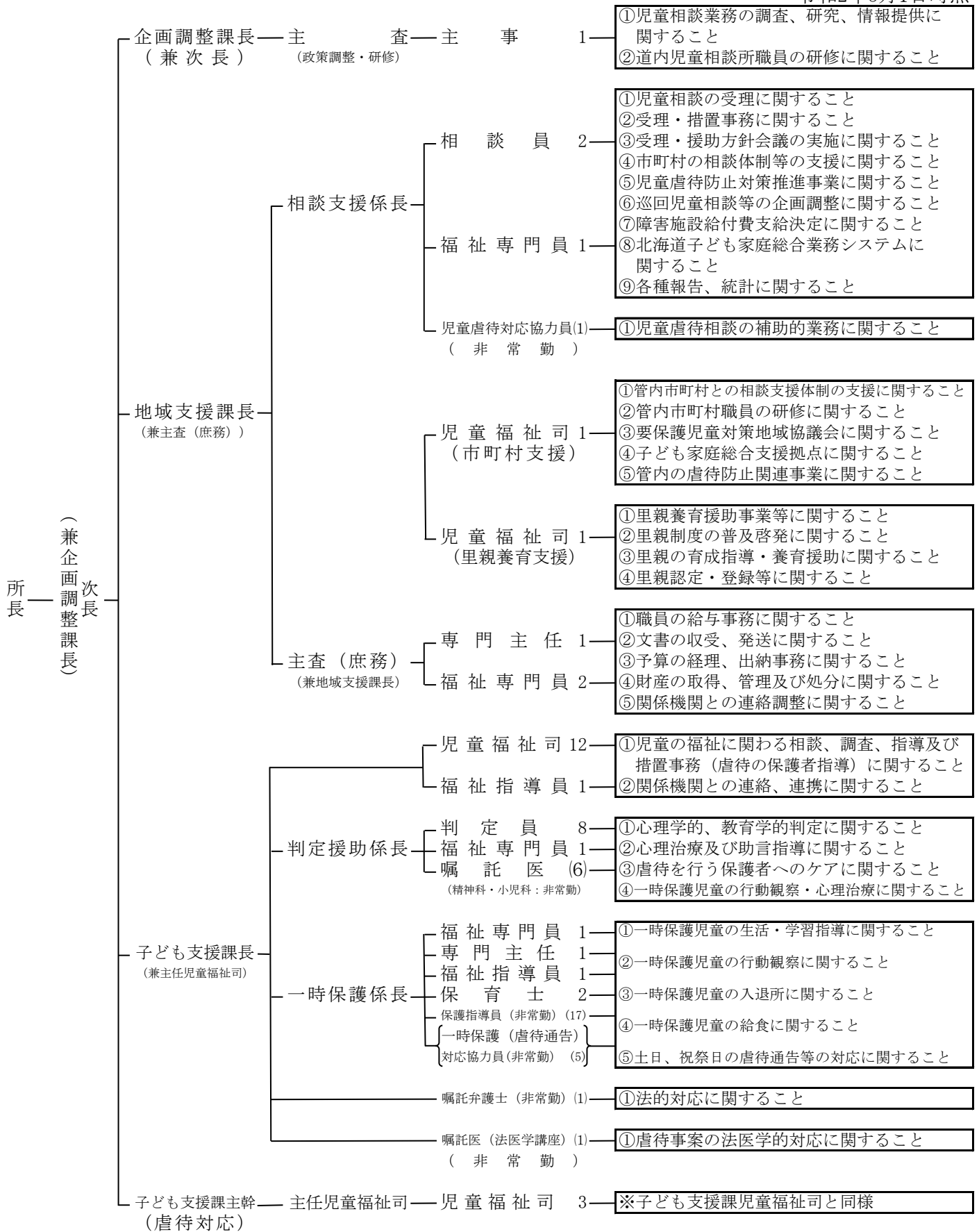


・庁舎見取図



### 3 児童相談所の機構及び業務分担

令和2年5月1日時点

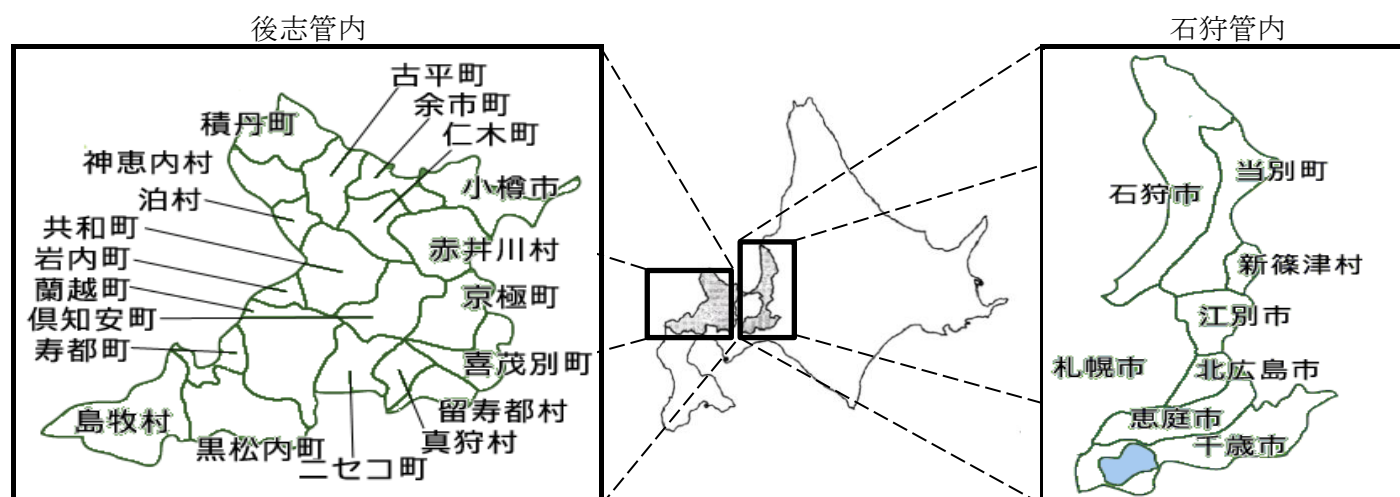


常勤職員 定数 44名 現員 49名 (短時間再任用職員を含む)

非常勤職員 { 児童虐待対応協力員 1名 嘱託医 7名 嘱託弁護士 1名 } 31名  
 { 保護指導員 17名 一時保護(虐待通告)対応協力員 5名 }

## 4 管轄地域の状況

### (1) 管轄区域の状況



地区	市町村数	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	18歳未満児童数(人)
石狩管内 (札幌市を除く)	5市 1町 1村	2418.9	422,009	65,766
後志管内	1市 13町 6村	4305.88	203,397	25,622
<b>合計</b>	<b>6市 14町 7村</b>	<b>6724.78</b>	<b>625,406</b>	<b>91,388</b>

※管内の最遠隔地までの距離は167km (島牧村)

### (2) 管轄区域内の市町村の状況

地区	市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	18歳未満児童数	人口に占める割合 (%)	小学校		中学校	
						児童数	学校数	生徒数	学校数
石狩管内	江別市	187.38	119,408	17,075	14.3%	5,635	17	2,947	8
	千歳市	594.5	97,580	16,686	17.1%	5,442	17	2,668	9
	恵庭市	294.65	69,902	11,254	16.1%	3,797	8	1,901	5
	北広島市	119.05	58,150	9,130	15.7%	2,907	9	1,596	7
	石狩市	722.42	58,217	9,198	15.8%	3,045	12	1,709	8
	当別町	422.86	15,731	1,888	12.0%	552	2	342	2
	新篠津村	78.04	3,021	535	17.7%	121	1	72	1
	小計	2418.9	422,009	65,766	15.6%	21,499	66	11,235	40
後志管内	小樽市	243.83	113,733	13,307	11.7%	4,209	18	2,307	12
	島牧村	437.18	1,428	139	9.7%	44	1	23	1
	寿都町	95.25	2,910	372	12.8%	113	2	67	1
	黒松内町	345.65	2,731	396	14.5%	135	2	84	2
	蘭越町	449.78	4,620	601	13.0%	179	2	106	1
	ニセコ町	197.13	5,048	787	15.6%	287	2	97	1
	真狩村	114.25	2,063	324	15.7%	104	2	42	1
	留寿都村	119.84	1,931	297	15.4%	91	1	46	1
	喜茂別町	189.41	2,175	222	10.2%	79	2	44	1
	京極町	231.49	2,948	422	14.3%	149	1	86	1
	倶知安町	261.34	15,682	2,572	16.4%	813	5	359	1
	共和町	304.91	5,788	822	14.2%	260	3	123	1
	岩内町	70.6	12,177	1,571	12.9%	524	2	249	2
	泊村	82.28	1,593	210	13.2%	67	1	38	1
	神恵内村	147.8	824	84	10.2%	35	1	15	1
	積丹町	238.14	1,951	213	10.9%	59	4	35	1
	古平町	188.36	2,963	293	9.9%	107	1	45	1
	仁木町	167.96	3,212	398	12.4%	154	2	82	2
余市町	140.59	18,398	2,410	13.1%	751	4	414	3	
赤井川村	280.09	1,222	182	14.9%	60	2	34	1	
小計	4305.88	203,397	25,622	12.6%	8,220	58	4,296	36	
<b>管内合計</b>	<b>6724.78</b>	<b>625,406</b>	<b>91,388</b>	<b>14.6%</b>	<b>29,719</b>	<b>124</b>	<b>15,531</b>	<b>76</b>	

注1 面積は、第125回(平成30年)北海道統計書による。

注2 人口は令和2年3月31日現在の住民基本台帳人口によるもので、外国人数を含む。

注3 18歳未満児童数については、平成27年国勢調査時の人口に占める18歳未満児童数の割合を、令和2年3月31日現在の人口に乗じた推計値。

注4 小学生・中学生数は、令和元年度年度北海道学校一覧による。

(3) 管内の施設状況

ア 児童福祉施設の施設数の状況

施設種別	施設数	(再掲) うち札幌市内
乳児院	1	1
児童養護施設	12	5
児童自立支援施設	1	0
障害児入所施設	9	6
自立援助ホーム	8	6
ファミリーホーム	16	11

イ 管内の施設情報（定員は令和2年4月1日時点）

施設種別	施設名	住所	電話番号	定員	
乳児院	札幌乳児院	札幌市白石区川北2254番地1	011-879-6262	40	
児童養護施設	札幌南藻園	札幌市中央区界川1丁目6-14	011-561-0668	42	
	柏葉荘	札幌市北区篠路2条9丁目1-15	011-776-0601	88	
	興正学園	札幌市北区新琴似4条9丁目1番1号	011-762-7457	45	
	羊ヶ丘養護園	札幌市豊平区月寒東1条17丁目4番33号	011-851-3279	45	
	札幌育児園	札幌市南区藤野6条2丁目427番地4	011-591-6601	44	
	天使の園	北広島市中央4丁目5-7	011-372-3520	74	
	北光社ふくじゅ園	北広島市西の里南1丁目3-6	011-375-3237	50	
	歌棄洗心学園	寿都郡寿都町字歌棄町歌棄270	0136-64-5312	70	
	北海愛星学園	磯谷郡蘭越町字大谷289	0136-57-5537	65	
	黒松内つくし園	寿都郡黒松内町字黒松内562-1	0136-72-3033	80	
	岩内厚生園	岩内郡岩内町宮園1-2	0135-62-0729	55	
	桜ヶ丘学園	余市郡仁木町銀山2-247	0135-33-5024	84	
児童自立支援施設	北海道立向陽学院	北広島市西の里1015	011-375-3737	48	
障害児入所施設	医療型	札幌あゆみの園	札幌市白石区川北2254番地1	011-879-5555	-
		緑ヶ丘療育園	札幌市西区山の手3条12丁目3番12号	011-611-9301	-
		大倉山学院	小樽市見晴町20番地2	0134-62-2510	-
		みどりの里	小樽市築港10番1号	0134-32-5131	-
		北海道立子ども総合医療・療育センター（コドモックル）	札幌市手稲区手稲金山1条1丁目240-6	011-691-5696	-
	福祉型	もなみ学園	札幌市南区石山東3丁目5-1	011-591-8434	60
		ノビロ学園	札幌市清田区真栄483-4	011-881-8555	45
		札幌市自閉症児支援センター（さぼこ）	札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21	011-821-9861	27
		しりべし学園	寿都郡黒松内町字黒松内565-2	0136-72-3173	30

## Ⅱ 業務の概要

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づいて設置され、市町村の児童相談業務への援助とともに専門的な知識及び技術を必要とする児童に関する相談に応じ、社会診断、医学・心理学的診断、行動診断を行い、それらに基づき必要な指導・処遇を行う児童福祉行政の専門機関です。

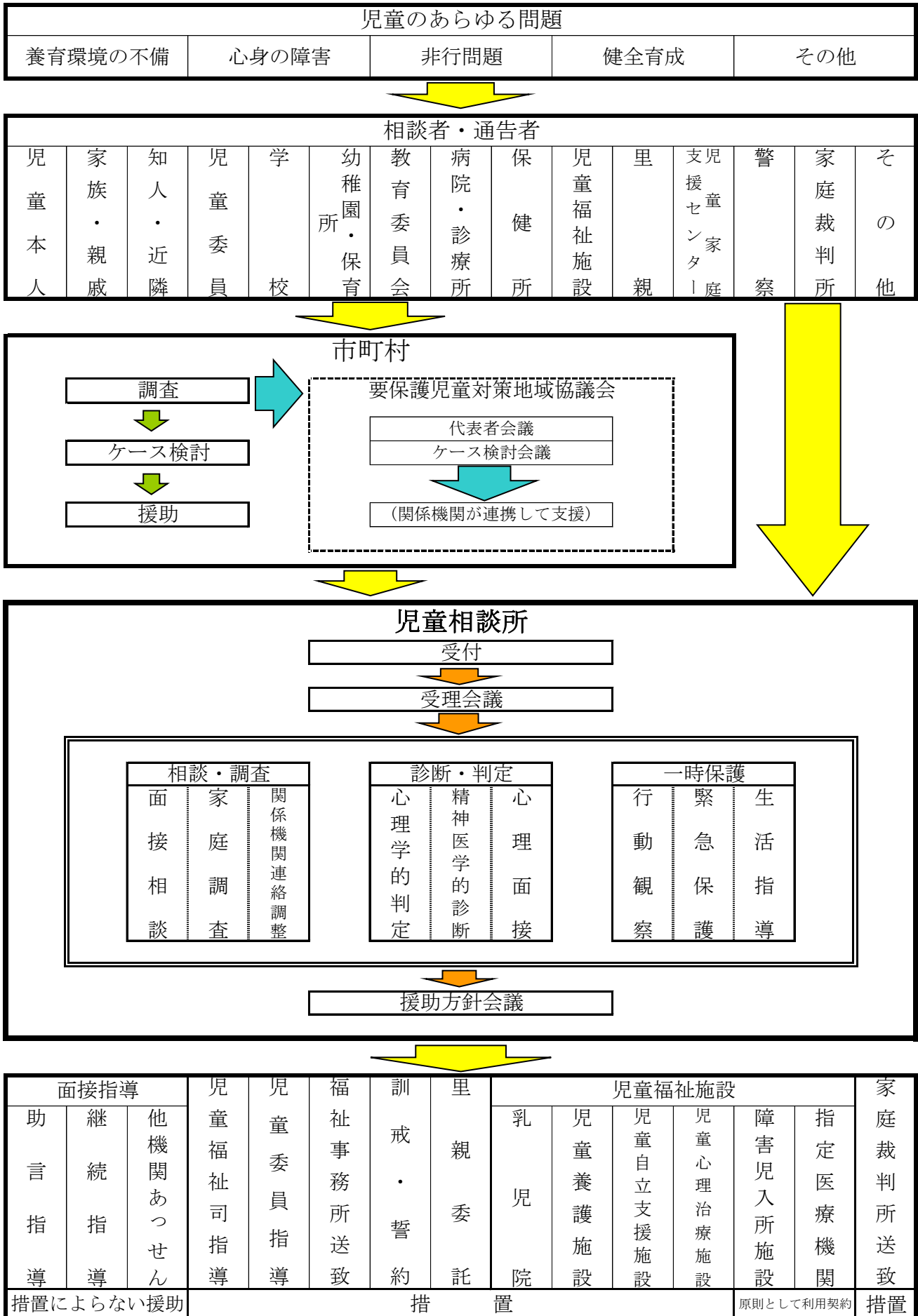
### 1 児童相談の種別と内容

18歳未満のすべての児童が、その個性に応じて健やかに成長するため、あらゆる相談に応じており、相談内容を次のように区分しています。

相 談 種 別		内 容
養 護 相 談	児 童 虐 待 相 談	保護者が行う次の行為に関する相談 [児童虐待の防止等に関する法律第2条]
		身体的虐待 身体・健康に危険のある身体的な暴行
		性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆
		心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家族における配偶者・家族に対する暴力
	ネグレクト 心身の健やかな発達を損なうような不適切な養育、監護の怠慢、安全に対する重大な不注意や無関心	
そ の 他 の 相 談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働、服役等による養育困難児に関する相談</li> <li>・迷子、被放任児等環境的問題を有する児童に関する相談</li> <li>・養子縁組に関する相談</li> </ul>	
保 健 相 談	未熟児、虚弱児、肥満、小児喘息、精神疾患などに関する相談	
障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	身体の不自由な児童や運動発達の遅れに関する相談
	視 聴 覚 障 害 相 談	目や耳の不自由な児童に関する相談
	言 語 発 達 障 害 等 相 談	ことばの発達の遅れなどの心配に関する相談
	重 症 心 身 障 害 相 談	重度の知的障害と肢体不自由を併せ持つ児童に関する相談
	知 的 障 害 相 談	知的障害のある児童に関する相談
	発 達 障 害 相 談	自閉症状、学習障害、注意欠陥多動性障害等のある児童に関する相談
非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	家出、深夜徘徊、乱暴、虚言癖、性的問題などに関する相談
	触 法 行 為 等 相 談	盗み、恐喝などの法律に触れる行為があり、警察から通告があった児童に関する相談 [児童福祉法第25条による警察通告]
成 相 談	性 格 行 動 相 談	内気、緘黙、反抗、家庭内暴力などの性格行動に関する相談
	不 登 校 相 談	学校に行けない、行きたがらないなどの不登校に関する相談
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振などに関する相談
	し つ け 相 談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊びなどに関する相談
そ の 他 の 相 談	上記のいずれにも該当しない相談	



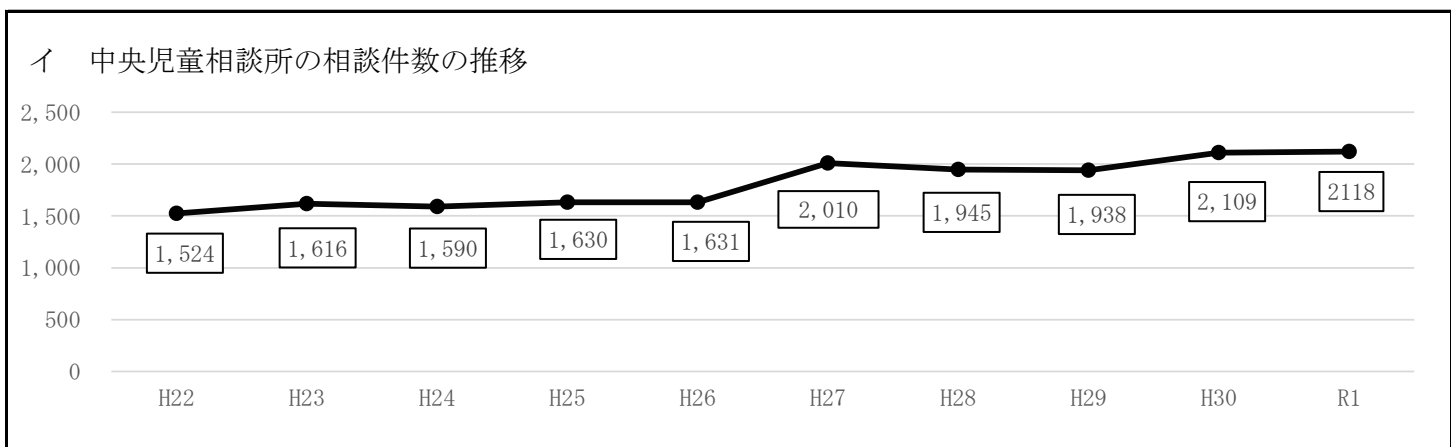
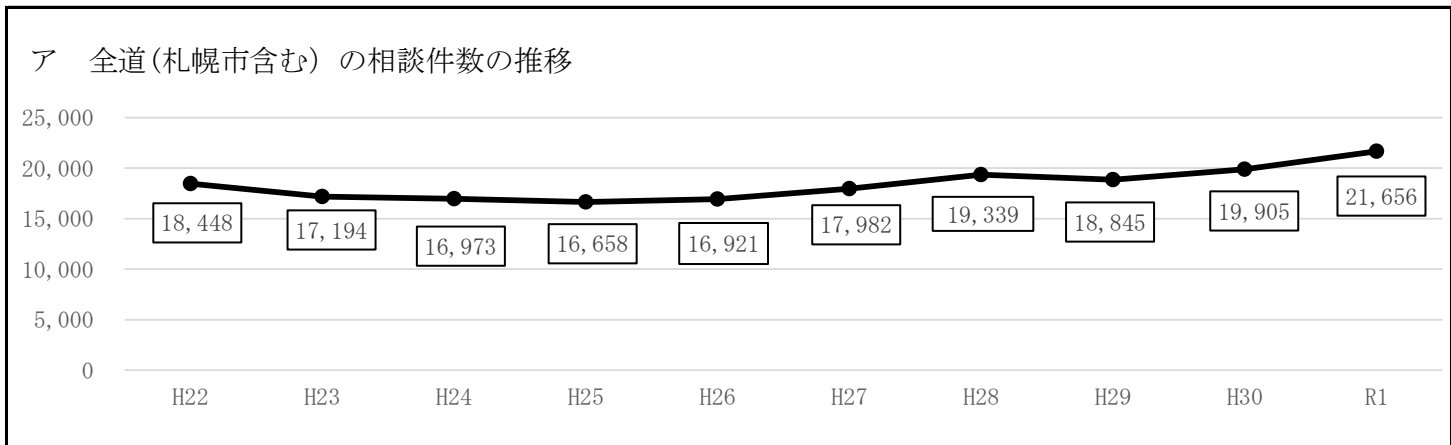
## 2 業務の流れ



# Ⅲ 相談業務の概要

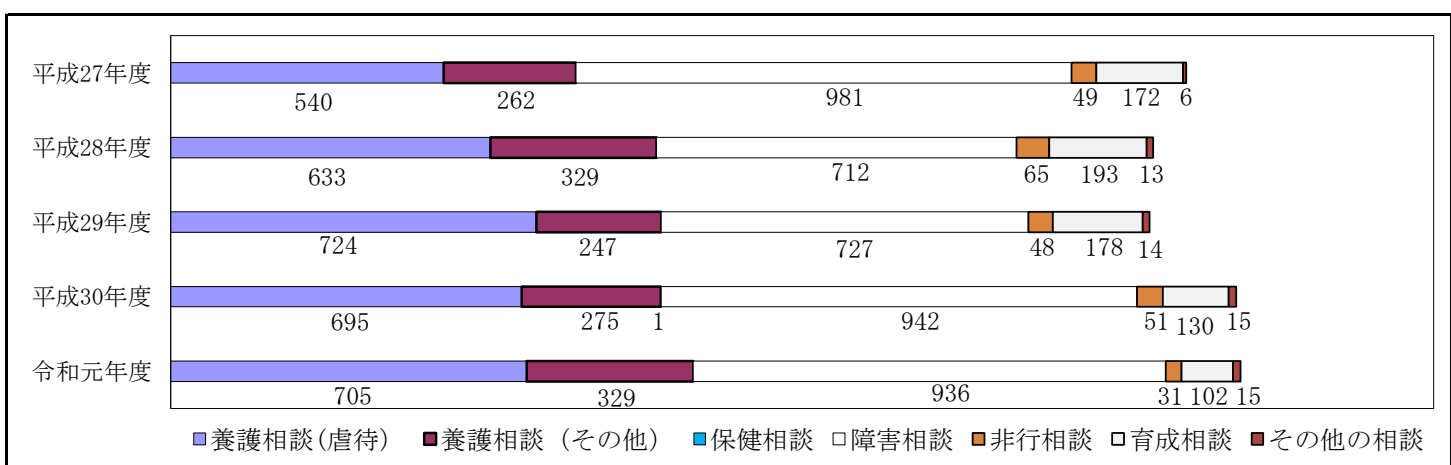
## 1 相談受理の推移

### (1) 相談件数の推移



### (2) 相談種別受理状況の推移

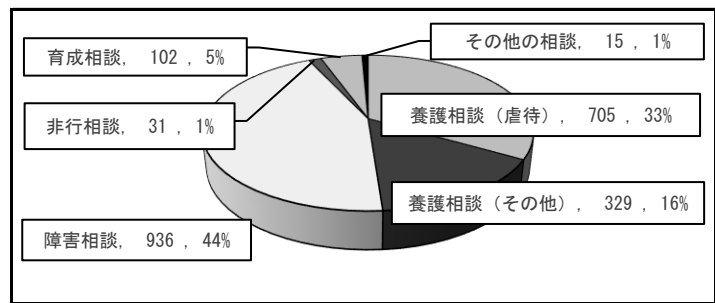
年度	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談			その他の相談	計	
	児童虐待	その他		不肢自由	障視聴	障言語	障重症	知的障害	発達障害	行ぐ為	行触為	性行	不登校	適性			し育
平成27年度	540	262		46		60	27	331	517	35	14	119	28	23	2	6	2010
平成28年度	633	329		46		64	23	374	205	53	12	112	23	49	9	13	1945
平成29年度	724	247		83		56	31	355	202	33	15	112	19	42	5	14	1938
平成30年度	695	275	1	93		52	19	437	341	34	17	86	8	34	2	15	2109
令和元年度	705	329		122		24	17	433	340	22	9	64	11	19	8	15	2118



## 2 相談受理の状況（令和元年度実績）

### (1) 相談種別の傾向

	件数	割合 (%)
養護相談（虐待）	705	33%
養護相談（その他）	329	16%
保健相談		
障害相談	936	44%
非行相談	31	1%
育成相談	102	5%
その他の相談	15	1%
計	2118	100%



### (2) 相談細目の状況

		男	女	計	
養護 相 談	家出	4		4	
	死亡				
	離婚				
	傷病	25	9	34	
	出産	4	2	6	
	障害	5	1	6	
	稼働	1	6	7	
	受刑		2	2	
	迷い子				
	虐待	343	362	705	
	養育拒否	5	2	7	
	監護不相当	11	9	20	
	養子縁組	2		2	
	その他	136	105	241	
	合計	536	498	1034	
	世帯区 分	父子世帯	12	8	20
		母子世帯	108	112	220
		未婚の母	5		5
その他		411	378	789	
合計		536	498	1034	

		男	女	計		
非行 相 談	ぐ犯行為	家出・外泊	2	7	9	
		盗み	3	2	5	
		暴力・粗暴	5	1	6	
		薬物乱用				
		性的問題	1		1	
		放火・弄火				
		その他		1	1	
		小計	11	11	22	
		触法行為	盗み	3	1	4
			暴力・粗暴	1		1
薬物乱用						
性的問題	3			3		
放火・弄火	1			1		
その他						
小計	8	1	9			
合計	19	12	31			

		男	女	計
保健相談	合計			

		男	女	計	
育 成 相 談	性格行動	内気・不活発		1	1
		反抗・強情	20	4	24
		情緒不安定	8	4	12
		習癖等			
		その他	19	8	27
	小計	47	17	64	
	不登校	登校拒否	1		1
		その他	5	5	10
		小計	6	5	11
	適性	進路相談	1	1	2
学業不振		8	4	12	
その他		2	3	5	
小計		11	8	19	
育児・ しつけ	育児	1	1	2	
	性教育				
	発達	5	1	6	
	小計	6	2	8	
合計	70	32	102		

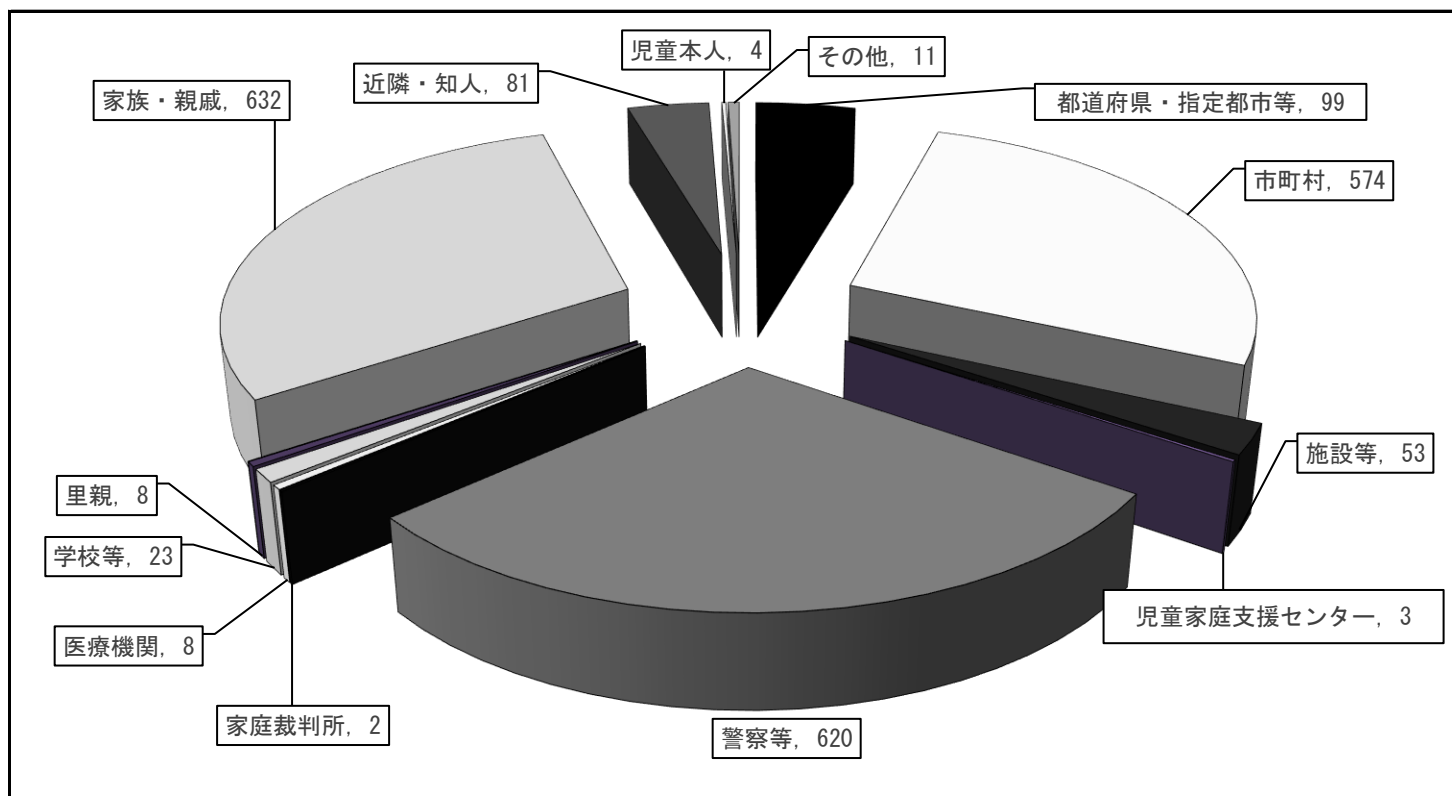
		男	女	計	
障 害 相 談	肢体 不自由	施設対象 一般棟	42	26	68
		施設対象 重度棟			
		親子入院 筋萎縮症 通園施設	41	13	54
		その他			
		小計	83	39	122
	視聴覚 障害	視力障害			
		聴力障害			
		小計			
	言語発達 障害等	言語機能障害		1	1
		言語・精神 発達遅滞等	18	5	23
		小計	18	6	24
	重症心身 障害	施設対象	4	5	9
		その他	5	3	8
		小計	9	8	17
	知的障害	軽度	135	94	229
		中度	59	30	89
		重度	51	16	67
		最重度	28	12	40
その他		7	1	8	
小計		280	153	433	
発達障害	小計	264	76	340	
合計		654	282	936	

		男	女	計
その 他 の 相 談	いじめ・被害			
	友人関係			
	学習関係			
	家族関係			
	学校関係			
	男女関係			
	性・身体 その他	8	7	15
合計	8	7	15	

		男	女	計
全相談合計		1287	831	2118

(3) 相談経路別受理の状況

相談経路	相談種別	養護相談		保健相談	障害相談					非行相談		育成相談				相その他	計
		児童虐待	その他		不肢自由	障視聴	障言語発達	障重症心身	知的障害	発達障害	行ぐ為	行触為	性格行動	不登校	適性		
指都道府県等	児童相談所	6	21					1		2					1	31	
	福祉事務所		2													2	
	その他	35	30								1					66	
	小計	41	53					1		2	1				1	99	
市町村	福祉事務所	47	32				6	200	147	1		8		1		7	449
	児童委員																
	保健センター																
	その他	7	10			17		47	27		6	2	3	6		125	
小計	54	42			17	6	247	174	1		14	2	4	6	7	574	
施設等	保育所等	1	3														4
	児童福祉施設		16					9	6	2	9	1	5		1	49	
	指定医療機関																
	小計	1	19					9	6	2	9	1	5		1	53	
児童家庭支援センター	3															3	
警察等	496	89						1	15	9	10					620	
家庭裁判所	1								1							2	
保健所																	
医療機関	6	1									1					8	
学校等	幼稚園																
	学校	20	1					1	1								23
	教育委員会等																
	小計	20	1					1	1								23
里親		4							1		2	1				8	
児童委員 (通告の仲介も含む)																	
家族・親戚	39	68		122		7	11	175	157	1		27	7	10	2	6	632
近隣・知人	37	44															81
児童本人	3	1															4
その他	4	7															11
計	705	329		122		24	17	433	340	22	9	64	11	19	8	15	2118



(4) 市町村別受理の状況

市町村	相談種別	養護相談		保健相談	障害相談					非行相談		育成相談			相その他	計		
		児童虐待	その他		不肢自	障視聴	障言語発	障重症心	知的障害	発達障害	行ぐ為	行触為	性格行動	不登校			適性	し育つ児
石狩管内	江別市	87	47		10		2	4	76	62	2	2	7	2	2	1	6	310
	千歳市	134	53		22			2	65	63	3	3	5	1	4		3	358
	恵庭市	108	37		8		1	4	57	41	1		5		1			263
	北広島市	57	45		11			1	37	33	3		11	3	2		2	205
	石狩市	82	33		17			2	48	38		2	7		3		1	233
	当別町	6	1		1				8	8		1	4	1		1		31
	新篠津村	5			1		3											9
小計	479	216		70		6	13	291	245	9	8	39	7	12	2	12	1409	
後志管内	小樽市	143	75		24		1	3	62	50	5		14	1	1	1	1	381
	島牧村				1				2									3
	寿都町	2							1									3
	黒松内町						1		6	2		1		1				11
	蘭越町	7	4		5		1		2	2			2					23
	ニセコ町	5							5	1								11
	真狩村	1							1									2
	留寿都村	7	2		1				3									13
	喜茂別町	2							2									4
	京極町	1							5	2			1					9
	倶知安町	16	7		3				4	2		1	1					34
	共和町		7		5				1					1			1	15
	岩内町	23	3		4		5	1	3	5			2		1			47
	泊村	2	1				3		7	2			1					16
	神恵内村				3				1	1								5
	積丹町				2					1								3
	古平町	3	1		1		3		2	7								17
仁木町		1						3	5			1					10	
余市町	12	5		3		4		28	14	4		1		1	5	1	78	
赤井川村	1																1	
小計	225	106		52		18	4	138	94	9	1	22	4	4	6	3	686	
管外	1	7						4	1	4		3		3			23	
計	705	329		122		24	17	433	340	22	9	64	11	19	8	15	2118	

(5) 年齢別相談受理の状況

年齢	相談種別	養護相談		保健相談	障害相談					非行相談		育成相談			相その他	計		
		児童虐待	その他		不肢自	障視聴	障言語発	障重症心	知的障害	発達障害	行ぐ為	行触為	性格行動	不登校			適性	し育つ児
0歳		50	38		9										1		98	
1歳		34	14		12		1		3							1	65	
2歳		44	17		20		4		8	2							95	
3歳		52	20		9		2	1	24	3		2			2	1	116	
4歳		36	16		18		3	1	17	8		2			2		103	
5歳		45	22		19		9		28	9		3			2		137	
6歳		33	22		13		1		19	12		1	1	2	1	1	106	
7歳		38	25		5		1		30	14		7		1		4	125	
8歳		43	13		1		1	3	22	11		4		2		1	102	
9歳		45	15		1				14	25	2	2		1			105	
10歳		35	22		2		2		24	29		2	1	3			120	
11歳		29	14		5			2	26	31		10		2		1	121	
12歳		46	18		3				28	27		7	4	1		3	139	
13歳		50	12		1			3	34	26	3	5	2	3			143	
14歳		28	12		1				27	37	5	8	2	1		1	123	
15歳		40	15		1			1	25	31	6	4				1	124	
16歳		34	13		1			4	44	35	3	4	1			1	140	
17歳		23	16		1			2	58	39	3	3		3			148	
18歳以上			5						2	1							8	
計		705	329		122		24	17	433	340	22	9	64	11	19	8	15	2118

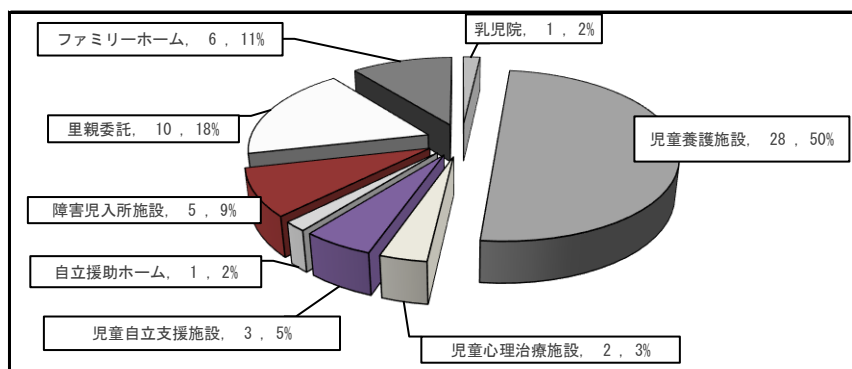
### 3 援助の状況

(1) 相談種別の援助の状況(令和元年度実績)

援助内容	相談種別	養護相談		保健相談	障害相談					非行相談		育成相談			相その他	計		
		児童虐待	その他		不肢自由	障視聴覚	障言語発達	障重症心身	知的障害	発達障害	行く為等犯	行触為等法	性格行動	不登校			適性	し育つ児
措置によらない援助	助言指導	678	230		118		22	14	416	336	14	6	49	5	18	7	3	1916
	継続指導	21	16								2		4					43
	他機関あつせん	5	14					1										20
児童福祉司指導		3	5							2		2						12
児童委員指導																		
児童家庭支援センター指導・指導委託												1						1
福祉事務所送致又は通知(知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む)		1	2					9	4	1							2	19
訓戒・誓約																		
児童福祉施設	入所	13	22							2		2	3					42
	(再掲) 法第27条の3による家庭裁判所送致																	
	通所																	
指定医療機関委託																		
里親委託		4	14															18
法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致																		
障害児入所施設等への利用契約			1		118			4	2	2								127
その他		18	24				1	2	9	2	2	3	2				8	71
内訳(再掲)	在所期間延長		15						2									17
	ケース移管受理	3	2															5
	自立援助ホームへの援助の実施の委託																	
その他		15	7				1	2	7	2	2	3	2				8	49
計		743	328		236		23	20	437	346	21	6	61	10	18	7	13	2269

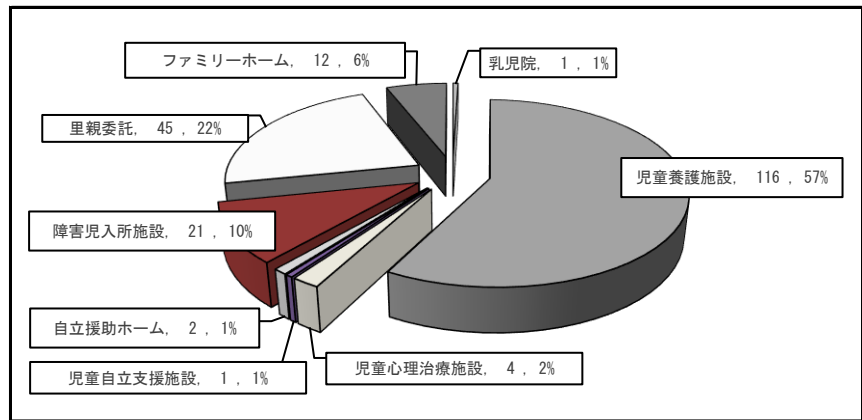
(再掲) 児童福祉施設・里親への入所措置児童の施設種別

施設種別	件数	割合
乳児院	1	2%
児童養護施設	28	50%
児童心理治療施設	2	4%
児童自立支援施設	3	5%
自立援助ホーム	1	2%
障害児入所施設	5	9%
里親委託	10	18%
ファミリーホーム	6	11%
計	56	100%



(2) 施設種別の入所措置児童の状況（令和2年3月31日時点）

施設種別	件数	割合
乳児院	1	0%
児童養護施設	116	57%
児童心理治療施設	4	2%
児童自立支援施設	1	0%
自立援助ホーム	2	1%
障害児入所施設	21	10%
里親委託	45	22%
ファミリーホーム	12	6%
計	202	100%



(3) 市町村別児童福祉施設等への入所児童の状況（令和2年3月31日時点）

施設種別 市町村	措置											利用契約						
	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	障害児入所施設				里親委託	ファミリーホーム	計	障害児入所施設				計	
						医療型	福祉型	親子入院・入院	指定機関				医療型	福祉型	親子入院・入院	指定機関		
石狩管内	江別市	1	22			1		3			5	3	35	1	1	2	1	5
	千歳市		17	1		1	1	3			7	1	31	4	4	3		11
	恵庭市		11	2				2			3	2	20	1				1
	北広島市		3	1							1	1	6	1	1	1		3
	石狩市										2		2	1	-	1		2
	当別町										3		3	-				
	新篠津村																	
	小計	1	53	4		2	1	8			21	7	97	8	6	7	1	22
後志管内	小樽市		23		1			4			9	2	39	2	2	2		6
	島牧村									1		1						
	寿都町		1										1					
	黒松内町		1										1					
	蘭越町		2							1		3			1			1
	ニセコ町																	
	真狩村																	
	留寿都村						1						1					
	喜茂別町		1										1					
	京極町		2										2					
	倶知安町										2	1	3			1		1
	共和町		3										3	1		2		3
	岩内町		5				1	1			2		9	1				1
	泊村		1										1		1			1
	神恵内村																	
	積丹町							1					1					
	古平町										1		1			1		1
	仁木町							1					1	1				1
余市町		4					1					5						
赤井川村																		
小計		43		1		2	8			16	3	73	5	3	7		15	
管外		20					2			8	2	32						
計	1	116	4	1	2	3	18			45	12	202	13	9	14	1	37	

(4) 年齢別児童福祉施設等への入所児童の状況（令和2年3月31日時点）

年齢	施設種別	措置										利用契約						
		乳児院	児童養護施設	児童治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	障害児入所施設				里親委託	ファミリーホーム	計	障害児入所施設				計
							医療型	福祉型	親子入院・入院	医療指定機関				医療型	福祉型	親子入院・入院	医療指定機関	
0歳	1										4		5			3		3
1歳											2		2			1		1
2歳		1									3	3	7			1		1
3歳		4						1			1	1	7			1		1
4歳		3									1		4			1		1
5歳		3									2		6			2		2
6歳		1									1	1	3					
7歳		3									1	2	8		1			1
8歳		4	1								3	1	9	1	1	2		4
9歳		10	1								2	1	14		1			1
10歳		4										1	5	2	1			3
11歳		10	1								2	1	17			3		3
12歳		9	1								5	1	17	1	1			2
13歳		6			1			2	2		2		13	1	1			2
14歳		15							1		4		20					
15歳		9							3		4		16	1	1			2
16歳		15							1				16	1	1			2
17歳		9							4		4		17	4				4
18歳以上		10							2		4		16	2	1		1	4
計	1	116	4	1	2	3	18				45	12	202	13	9	14	1	37

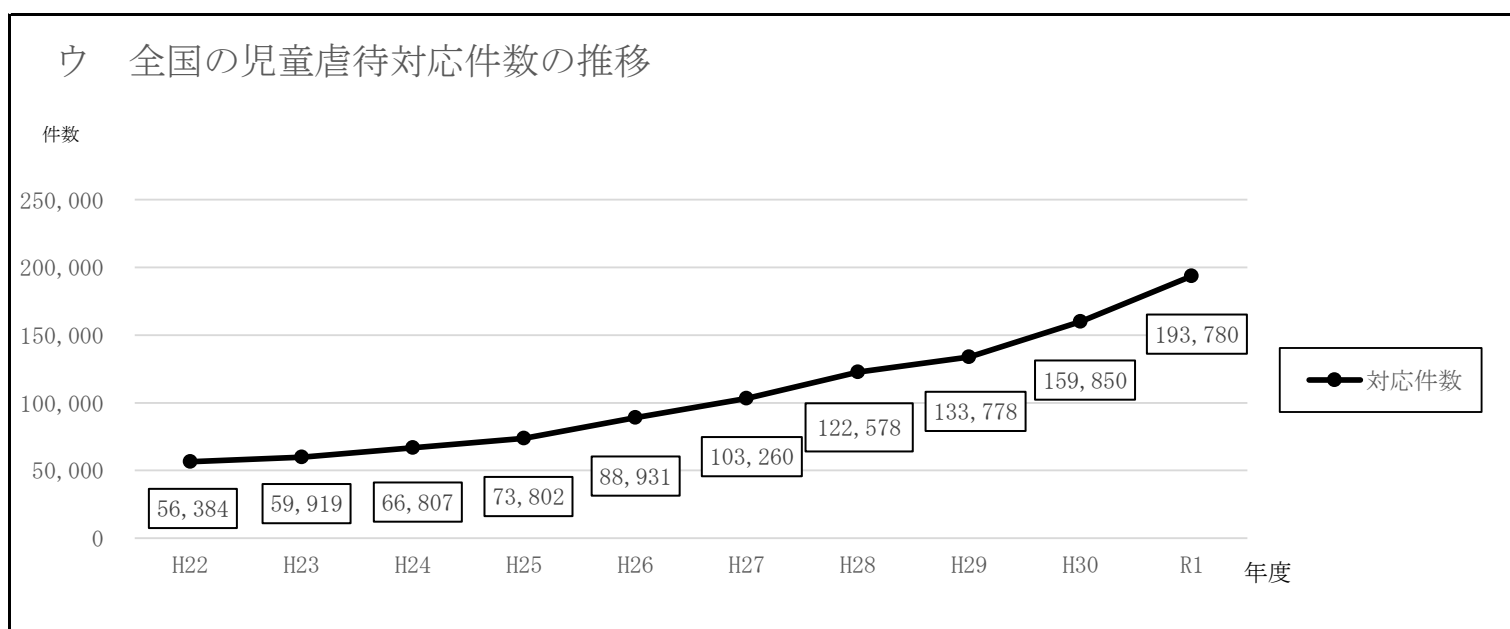
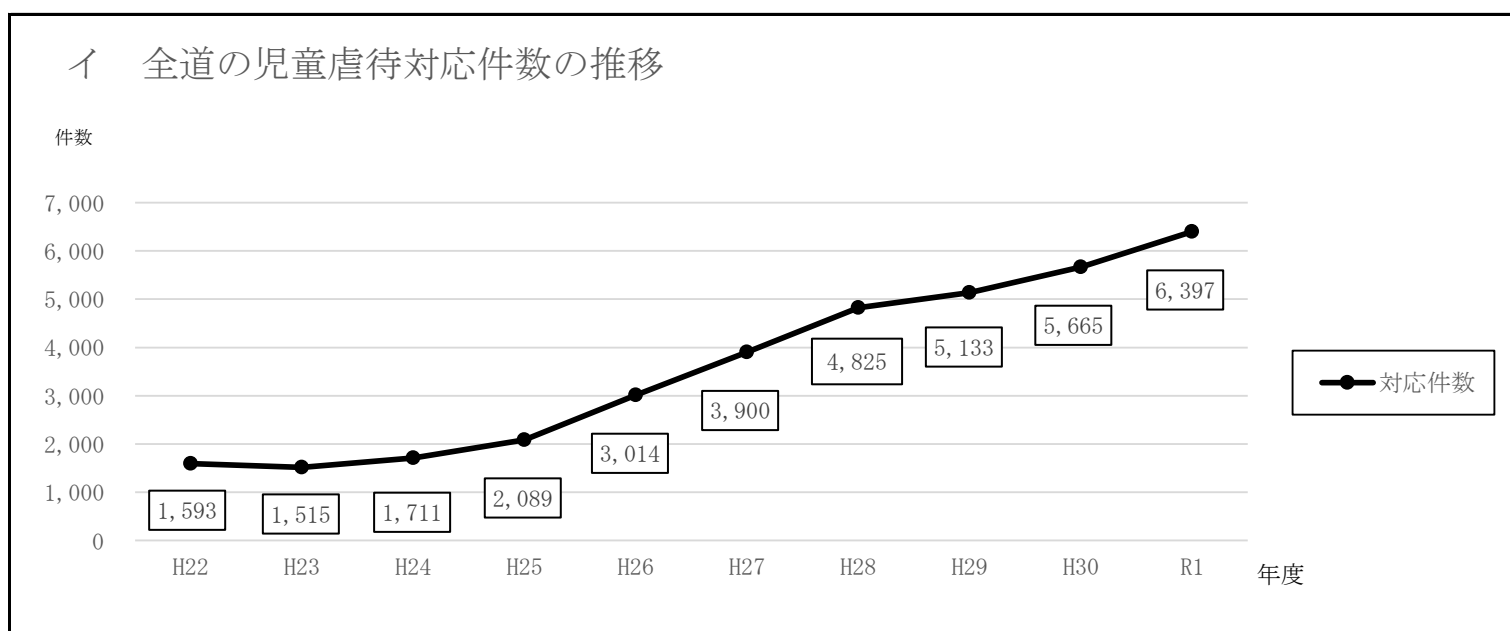
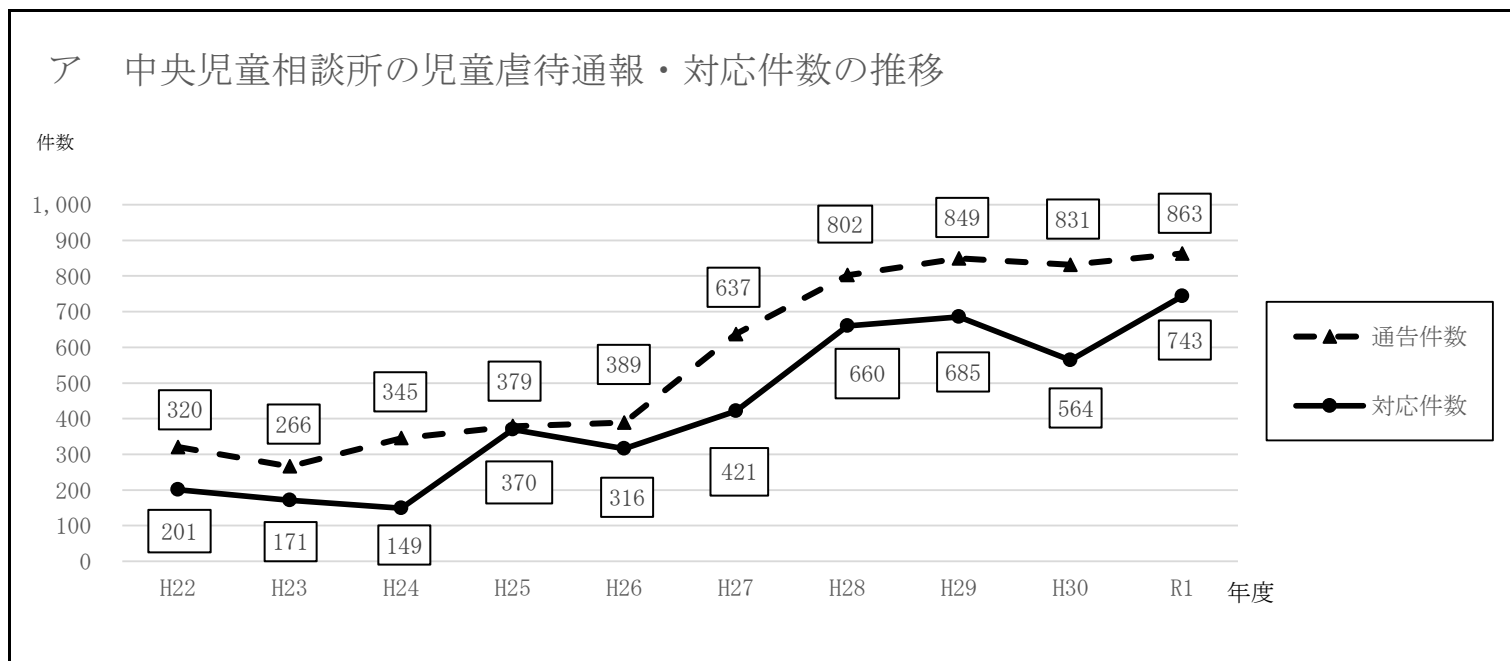
(5) 児童福祉施設退所等の状況（措置分のみ）

施設種別	年度・退所理由	措置									計			
		乳児院	児童養護施設	児童治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	障害児入所施設	里親委託	ファミリーホーム					
平成29年度	児童養護施設										1		1	
	児童心理治療施設													
	児童自立支援施設													
	自立援助ホーム													
	障害児入所施設				2								2	
	里親委託													
	ファミリーホーム													
	家庭引き取り			8		2	8		2	2	3		25	
	養子縁組									1			1	
	進学 就職			4	7						1		4	8
移管 その他			3	20		2		3	1	2		4	30	
計			44	2	10	3	5	8	3			75		
平成30年度	児童養護施設	1				2					4		7	
	児童心理治療施設													
	児童自立支援施設													
	自立援助ホーム													
	障害児入所施設													
	里親委託													
	ファミリーホーム													
	家庭引き取り			10		2	3		2	1	2		21	
	養子縁組													
	進学 就職			5	6						2		5	8
移管 その他			5	8		2		1	4	1	2	1	6	18
計	1		34	2	7	3	5	10	3			65		
令和元年度	児童養護施設	1		1		2							4	
	児童心理治療施設													
	児童自立支援施設													
	自立援助ホーム													
	障害児入所施設			1									1	
	里親委託													
	ファミリーホーム													
	家庭引き取り			15		1	3		1	2	2		24	
	養子縁組									2			2	
	進学 就職				5						2		2	9
移管 その他			3	4				1	4	5		3	14	
計	1		29	1	5	1	5	11	4			57		



## 4 虐待相談の状況

(1)虐待相談の推移の状況（過去10年分の実績）



※虐待と認定しなかった場合については、対応件数に含めていない。

エ 虐待相談対応件数の状況

規模		年度									
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
中央 児相	件数	201	171	149	370	316	421	660	685	564	743
	H22を100とした指数	100	85	74	184	157	209	328	341	281	370
全道	件数	1593	1515	1711	2089	3014	3900	4825	5133	5665	6397
	対全道比	12.6%	11.3%	8.7%	17.7%	10.5%	10.8%	13.7%	13.3%	10.0%	11.6%
全国	件数	56,384	59,919	66,807	73,802	88,931	103,260	122,578	133,778	159,850	193,780
	対全国比	0.4%	0.3%	0.2%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%
H22を100とした指数	100	106	118	131	158	183	217	237	284	344	

オ 虐待種別の状況

虐待種別		年度									
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
身体的虐待	47	56	35	67	64	63	99	131	107	170	
性的虐待	3	4	5	9	7	5	10	10	11	6	
心理的虐待	89	85	80	219	197	304	465	494	393	539	
ネグレクト	62	26	29	75	48	49	86	50	53	28	
計	201	171	149	370	316	421	660	685	564	743	

カ 年齢別の状況(年齢は令和2年3月31日時点)

年齢区分		年度									
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
0～3歳未満	34	33	24	76	66	87	129	149	120	127	
3歳～学齢前	50	42	28	67	70	98	132	121	132	186	
小学生	72	49	60	143	106	137	232	248	178	254	
中学生	35	32	29	49	42	67	99	96	85	115	
高校生・その他	10	15	8	35	32	32	68	71	49	61	
計	201	171	149	370	316	421	660	685	564	743	

キ 主な虐待者の状況

虐待者		年度									
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
父	実父	71	82	70	168	165	201	333	393	333	386
	実父以外	26	22	15	41	22	44	78	85	47	92
母	実母	93	60	43	140	105	171	233	188	166	240
	実母以外	7	1	2	4	2	2	5	4	3	6
その他	4	6	19	17	22	3	11	15	15	19	
計	201	171	149	370	316	421	660	685	564	743	

ク 虐待相談の処理状況

処遇内容		年度									
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
助言指導	143	149	114	280	260	360	607	607	476	678	
継続指導	3	3	6	13	11	13	6	11	17	21	
児童福祉司指導	8	1	11	23	18	4	13	21	17	3	
施設入所	29	10	4	34	1	19	18	19	15	14	
里親委託	5	2	1	3	2	1	2	1	5	3	
その他	13	6	3	17	11	24	14	26	34	24	
計	201	171	139	370	303	421	660	685	564	743	

ケ 虐待相談(対応)の経路別状況

通告者		年度										
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
都道府県・指定都市等										160	113	76
市町村	37	24	29	54	37	32	65	89	36	60		
児童福祉施設等	2			11	2	4	6	1		1		
児童家庭支援センター										3		
認定こども園												
警察等	75	87	64	180	177	256	355	373	354	504		
家庭裁判所												
保健所	1											
医療機関	2	2	1	5	4	6	9	7	2	6		
学校等	15	8	6	11	10	7	8	16	14	20		
里親												
児童委員												
家族	9	12	2	19	7	19	29	10	14	33		
親戚	3			3	2	2	1	4	7	1		
近隣・知人	13	7	9	8	8	26	27	21	18	34		
児童本人	4		2	2			2	2	2	2		
その他	40	31	36	77	69	69	158	2	4	3		
計	201	171	149	370	316	421	660	685	564	743		

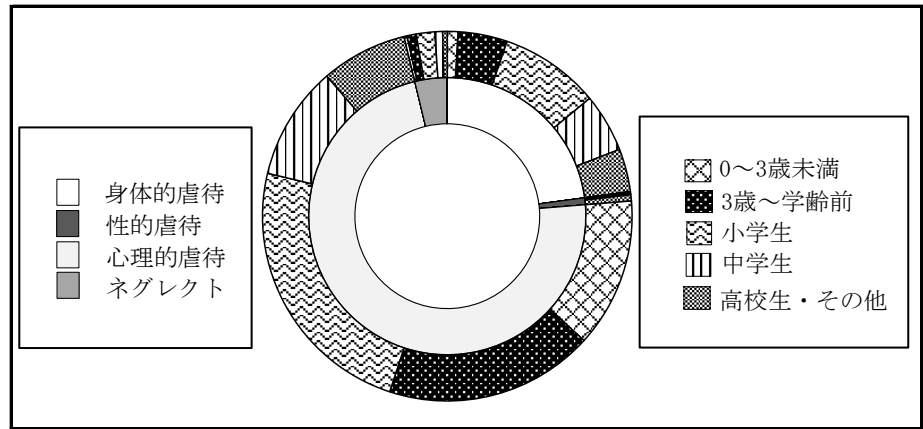
コ 市町村別児童虐待対応件数の状況

市町村		年度									
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
石狩管内	江別市	35	27	35	41	45	62	136	129	80	103
	千歳市	29	29	21	91	54	87	113	143	106	162
	恵庭市	16	27	11	52	35	52	86	53	74	101
	北広島市	22	8	7	15	38	33	75	79	23	49
	石狩市	26	17	11	57	21	39	63	76	62	56
	当別町	11	2	5		8	4	1	8	3	
	新篠津村						4		1		5
	小計	139	110	90	256	201	281	474	489	348	476
後志管内	小樽市	30	19	22	23	43	60	86	104	132	153
	島牧村	1							12		
	寿都町				2			1		3	4
	黒松内町	1	2	4	2				4		
	蘭越町	3	1	8			2	6	1	3	8
	ニセコ町		1		2	4	6	5	1	5	4
	真狩村						1	3			1
	留寿都村	2					1		3		6
	喜茂別町	4			1					3	2
	京極町	4			8			2		2	1
	倶知安町	4	4	6	25	20	30	11	14	9	16
	共和町		1		5		1	2	4	1	
	岩内町	2	13	2	16	13	8	13	20	17	23
	泊村			3	2		2				2
	神恵内村				1			1			
	積丹町	2	2	1		3		2	2	2	
	古平町								3		3
仁木町			1		2		8	3	2		
余市町	8	4		4	2	12	18	10	16	11	
赤井川村											
小計	61	47	47	91	87	123	158	181	195	234	
管外	1	14	12	23	28	28	17	28	21	33	
計	201	171	149	370	316	432	649	698	564	743	

(2)虐待相談の状況（令和元年度実績）

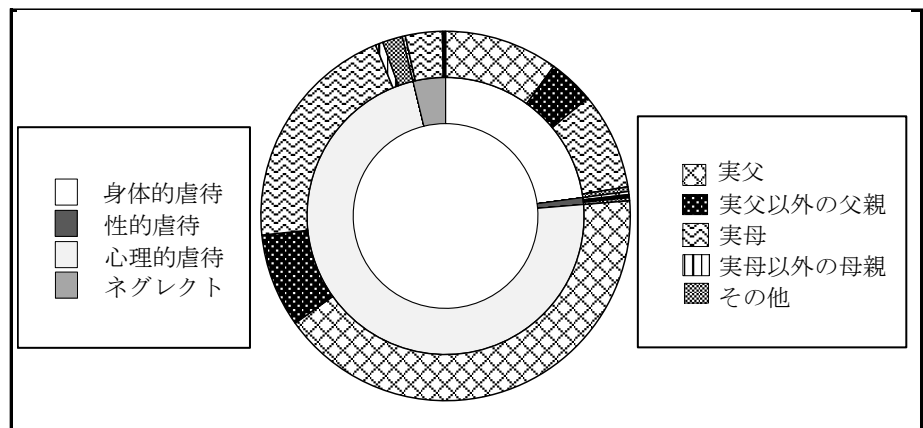
ア 虐待種別・年齢の状況（年齢は令和2年3月31日時点）

虐待種別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計	割合（％）
年齢区分						
0～3歳未満	7		97	2	106	14%
3歳～学齢前	32		136	6	174	23%
小学生	65	1	176	12	254	34%
中学生	38	1	74	5	118	16%
高校生・その他	28	4	56	3	91	12%
計	170	6	539	28	743	100%
割合（％）	23%	1%	73%	4%	100%	



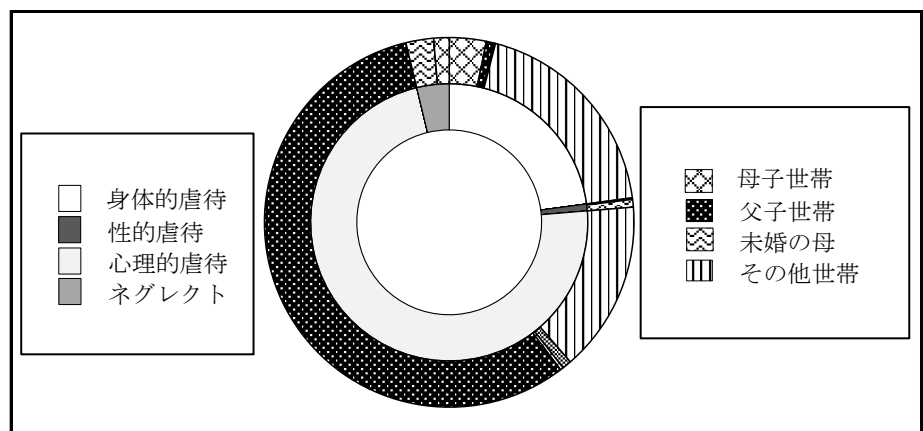
イ 虐待種別・主な虐待者の状況

虐待種別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計	割合（％）	
虐待者種別							
父	実父	74	2	308	2	386	52%
	実父以外	30	1	61		92	12%
母	実母	63	1	152	24	240	32%
	実母以外			5	1	6	1%
その他	3	2	13	1	19	3%	
計	170	6	539	28	743	100%	
割合（％）	23%	1%	73%	4%	100%		



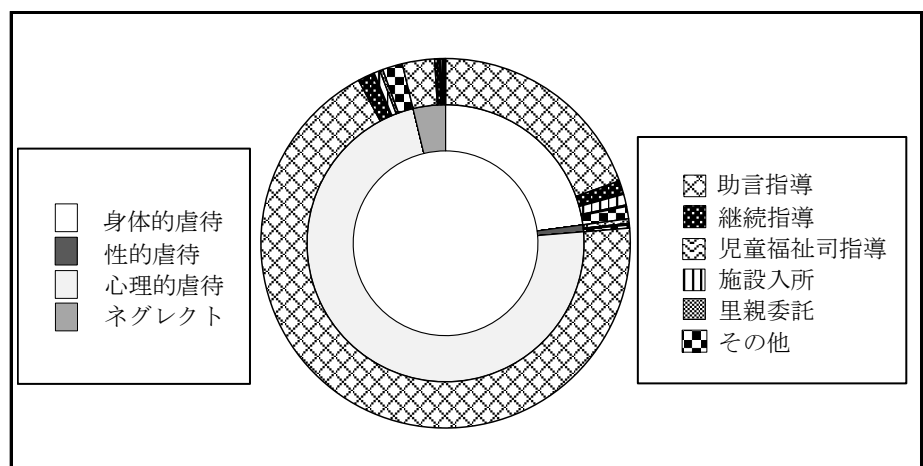
ウ 世帯の状況

虐待種別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計	割合（％）
世帯種別						
母子世帯	24	1	111	18	154	21%
父子世帯	5		6		11	1%
未婚の母	1		2		3	0%
その他世帯	140	5	420	10	575	77%
計	170	6	539	28	743	100%
割合（％）	23%	1%	73%	4%	100%	



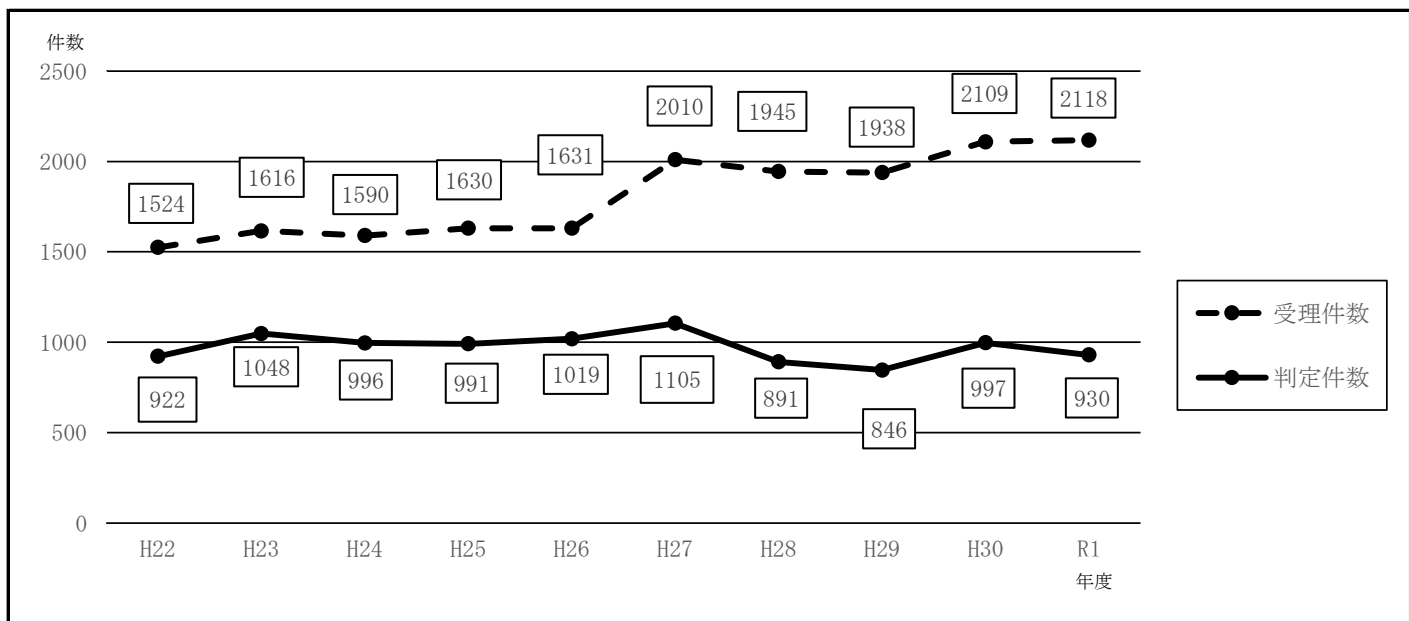
エ 虐待相談の処理状況

虐待種別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計	割合（％）
処遇内容						
助言指導	145	3	509	21	678	91%
継続指導	8		10	3	21	3%
児童福祉司指導	1		1	1	3	0%
施設入所	7	1	4	2	14	2%
里親委託	1		2		3	0%
その他	8	2	13	1	24	3%
計	170	6	539	28	743	100%
割合（％）	23%	1%	73%	4%	100%	



# 5 判定業務の状況

## (1) 判定件数の推移



## (2) 相談種別の判定実施の状況

年度・件数	相談種別	養護相談		保健相談	障害相談							非行相談		育成相談			相その他	計
		児童虐待	その他		不肢自	障視	障言	障重	知的	発達	行ぐ	行触	性	不	適	し育		
H27	受案件数	540	262		46		60	27	331	517	35	14	119	28	23	2	6	2010
	心理診断件数	57	44		2		57	18	311	468	23	4	83	16	20	2		1105
	心理診断率	11%	17%		4%		95%	67%	94%	91%	66%	29%	70%	57%	87%	100%		55%
	医学診断件数	21	11				5		13	57	4	2	21	9	1			144
	医学診断率	0	4%				8%		4%	11%	11%	14%	18%	32%	4%			7%
H28	受案件数	633	329		46		64	23	374	205	53	12	112	23	49	9	13	1945
	心理診断件数	63	32		3		61	16	346	186	29	6	83	16	43	6	1	891
	心理診断率	10%	10%		7%		95%	70%	93%	91%	55%	50%	74%	70%	88%	67%	8%	46%
	医学診断件数	26	3				4		21	45	11	1	27	6	5	1		150
	医学診断率	4%	1%				6%		6%	22%	21%	8%	24%	26%	10%	11%		8%
H29	受案件数	724	247		83		56	31	355	202	33	15	112	19	42	5	14	1938
	心理診断件数	71	35		1		51	20	329	178	18	8	79	13	39	4		846
	心理診断率	10%	14%		1%		91%	65%	93%	88%	55%	53%	71%	68%	93%	80%		44%
	医学診断件数	33	2				4		20	50	9		23	7	4	1		153
	医学診断率	5%	1%				7%		6%	25%	27%		21%	37%	10%	20%		8%
H30	受案件数	695	275	1	93		52	19	437	341	34	17	86	8	34	2	15	2109
	心理診断件数	65	29	1	1		45	11	405	332	14	7	46	6	33	2		997
	心理診断率	9%	11%	100%	1%		87%	58%	93%	97%	41%	41%	53%	75%	97%	100%		47%
	医学診断件数	30	6				1		23	44	6	3	9	3	3			128
	医学診断率	4%	2%				2%		5%	13%	18%	18%	10%	38%	9%			6%
R1	受案件数	705	329		122		24	17	433	340	22	9	64	11	19	8	15	2118
	心理診断件数	53	25		3		22	6	411	320	11	4	46	5	16	7	1	930
	心理診断率	8%	8%		2%		92%	35%	95%	94%	50%	44%	72%	45%	84%	88%	7%	44%
	医学診断件数	17	16						22	33	1	1	10		1			101
	医学診断率	2%	5%						5%	10%	5%	11%	16%		5%			5%

(3) 心理学的検査実施状況

検査区分	年度		
	H29	H30	R1
知能検査	662	808	833
発達検査	329	519	491
人格検査	596	625	659
その他の検査等	337	485	491
合計	1,924	2,437	2,474
面接・観察・指導	944	1,099	1,034

(4) 心理学的検査実施状況（内訳）

区分	検査名	年度		
		H29	H30	R1
知能検査	田中ビネー知能検査	419	514	549
	ウィクスラー式知能検査	227	264	194
	その他	16	30	90
	小計	662	808	833
発達検査	遠城寺乳幼児分析的発達検査	17	11	21
	S-M社会生活能力検査	128	281	289
	新版K式発達検査	175	188	145
	その他	9	39	36
	小計	329	519	491
人格検査	バウムテスト	409	473	514
	絵画 欲求不満テスト (PFスタディ)	112	87	73
	ロールシャッハテスト	35	24	22
	HTPテスト			1
	文章完成法テスト	13	19	31
	その他	27	22	18
	小計	596	625	659
その他の検査	ベンダー・ゲシュタルト・テスト	233	358	361
	概念発達検査	43	31	18
	随意運動発達検査	21	24	44
	こころの理論	1		
	その他 (TSCCほか)	39	72	68
	小計	337	485	491
合計		1,924	2,437	2,474

(5) 判定書等交付状況

種別	年度		
	H29	H30	R1
特別児童扶養手当診断証明	131	191	196
障害児福祉手当診断証明	40	58	41
幼稚園・保育所入所に係る証明	8	9	4
児童福祉法・障害者総合支援法制度活用に係る証明	25	26	17
障害者基礎年金証明	21	20	23
関係機関との連携（医療機関）	69	96	94
関係機関との連携（教育機関）	147	146	159
関係機関との連携（療育機関）	11	18	17
関係機関との連携（その他）	50	20	22
その他	25	27	23
療育手帳証明	451	760	759
合計	978	1,371	1,355

(6) 心理療法の実施状況

心理療法等種別	H29		H30		R1	
	児童	保護者	児童	保護者	児童	保護者
グループ療法		9		8		
心理面接	24		13	1	45	7
箱庭療法	8		5		3	
遊戯療法	4				1	
創作活動	2					
計	38	9	18	9	49	7

判定援助係が中心となって実施している心理療法として心理面接（カウンセリング）・遊戯療法・箱庭療法・グループ療法などがあげられる。

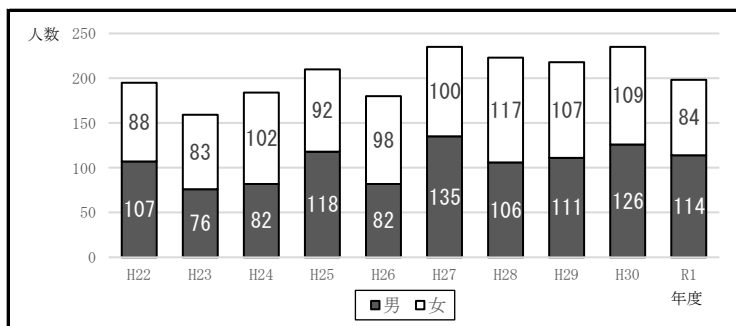
グループ療法は、子育てに悩む母親を対象に、子育て支援クラブ「円山クラブ」を約月1回のペースで実施した。

## 6 一時保護業務の状況

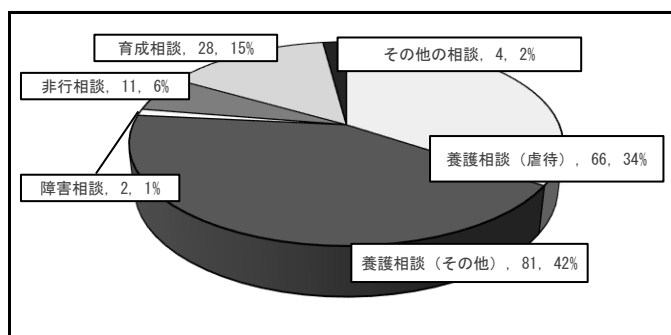
### (1) 一時保護・一時保護委託の合計の状況

ア 男女別人数推移の状況（前年度から引き続き保護継続した児童は含まない）

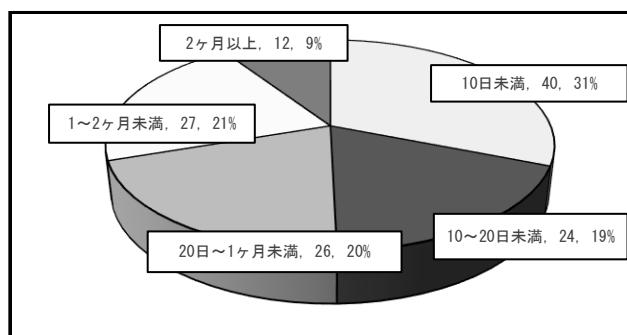
	男	女	計	保護延べ日数	1日あたり 保護人数
H22	107	88	195	2721	7.45
H23	76	83	159	1925	5.26
H24	82	102	184	3343	9.16
H25	118	92	210	2983	8.17
H26	82	98	180	4219	11.56
H27	135	100	235	2715	7.42
H28	106	117	223	3087	8.46
H29	111	107	218	3294	9.02
H30	126	109	235	3372	9.24
R1	112	80	192	4964	13.56



イ 相談種別の保護児童の状況（令和元年度実績）

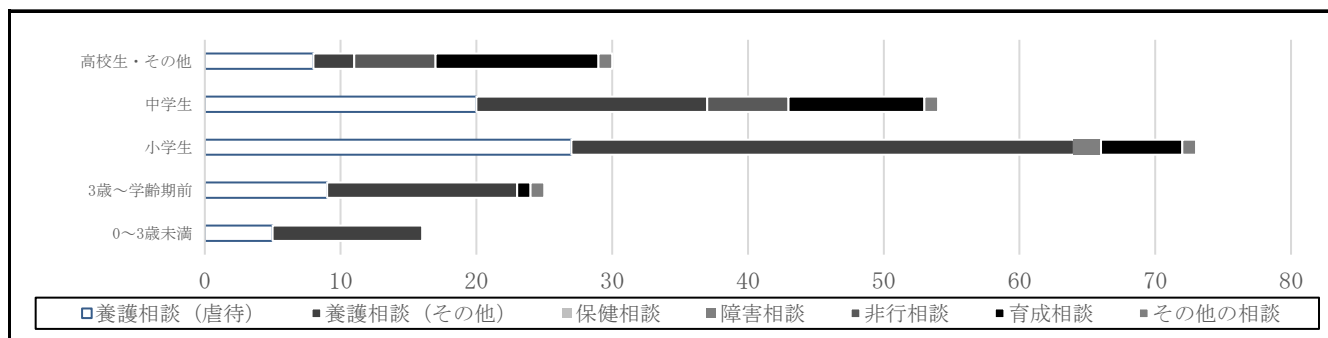


(3) 保護期間別の保護児童の状況（令和元年度実績）



エ 年齢階層別の保護児童の状況（令和元年度実績）（年齢は令和2年3月31日時点）

	養護相談 (虐待)	養護相談 (その他)	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他の相談	計	割合 (%)
0~3歳未満	5	11						16	8%
3歳~学齢期前	9	14				1	1	25	13%
小学生	27	37		2		6	1	73	37%
中学生	20	17			6	10	1	54	27%
高校生・その他	8	3			6	12	1	30	15%
計	69	82		2	12	29	4	198	100%
割合(%)	35%	41%		1%	6%	15%	2%		



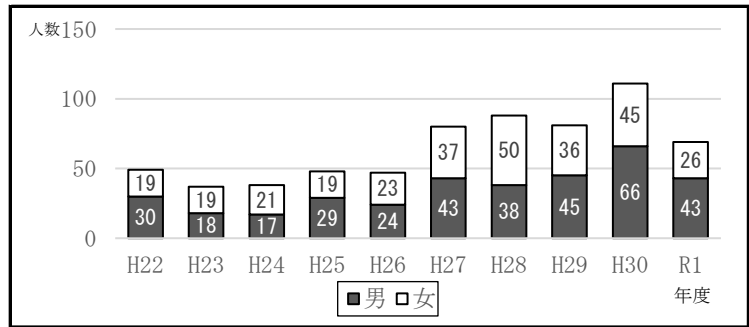
オ 処遇別の状況（令和元年度実績）

	養護相談 (虐待)	養護相談 (その他)	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他の相談	計	割合 (%)
家庭引取	32	51			6	6		95	48%
施設入所	14	15		1		6		36	18%
里親委託	1	3						4	2%
その他	21	12		1	5	15	3	57	29%
次年度 保護継続	1	1			1	2	1	6	3%
計	69	82		2	12	29	4	198	100%
割合(%)	35%	41%		1%	6%	15%	2%		

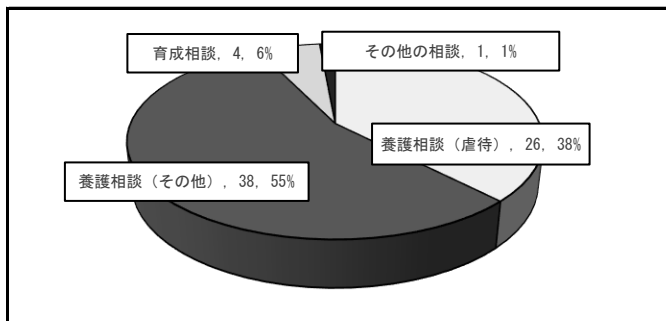
(2) 一時保護委託の状況（再掲）

ア 男女別人数推移の状況（前年度から引き続き保護継続した児童は含まない）

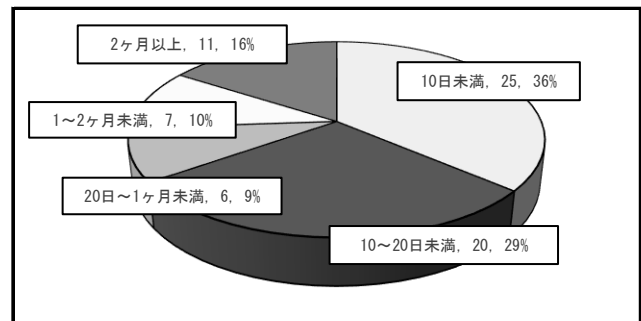
	男	女	計	保護延べ日数	1日あたり保護人数
H22	30	19	49	733	2.01
H23	18	19	37	651	1.78
H24	17	21	38	1058	2.90
H25	29	19	48	1096	3.00
H26	24	23	47	657	1.80
H27	43	37	80	1323	3.61
H28	38	50	88	2056	5.63
H29	45	36	81	2082	5.70
H30	66	45	111	2320	6.36
R1	43	26	69	1835	5.01



イ 相談種別の保護児童の状況（令和元年度実績）

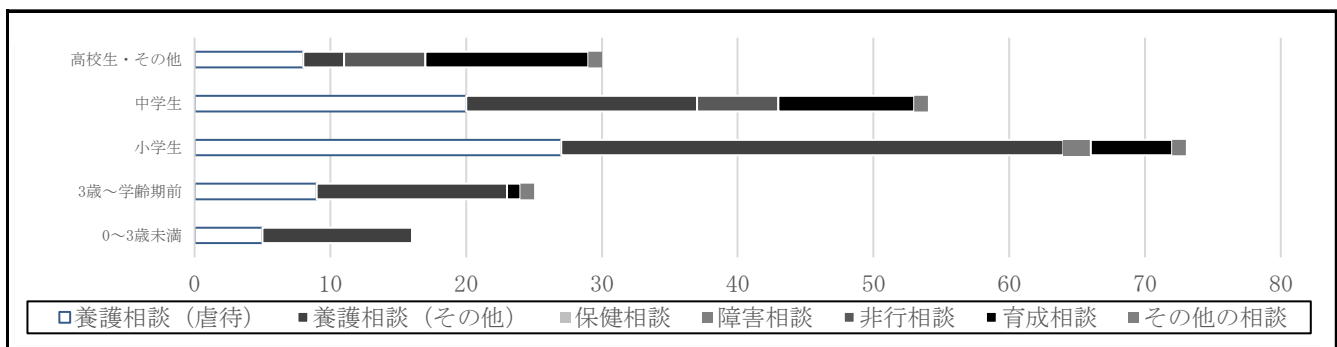


ウ 保護期間別の保護児童の状況（令和元年度実績）



エ 年齢階層別の保護児童の状況（令和元年度実績）（年齢は令和2年3月31日時点）

	養護相談（虐待）	養護相談（その他）	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他の相談	計	割合（%）
0～3歳未満	5	11						16	23%
3歳～学齢期前	6	7						13	19%
小学生	6	13					1	20	29%
中学生	6	7						13	19%
高校生・その他	3					4		7	10%
計	26	38				4	1	69	100%
割合（%）	38%	55%				6%	1%	100%	



オ 処遇別の状況（令和元年度実績）

	養護相談（虐待）	養護相談（その他）	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他の相談	計	割合（%）
家庭引取	7	26						33	48%
施設入所	6	3				2		11	16%
里親委託		3						3	4%
その他	13	6				2	1	22	32%
次年度保護継続									
計	26	38				4	1	69	100%
割合（%）	38%	55%				6%	1%	100%	

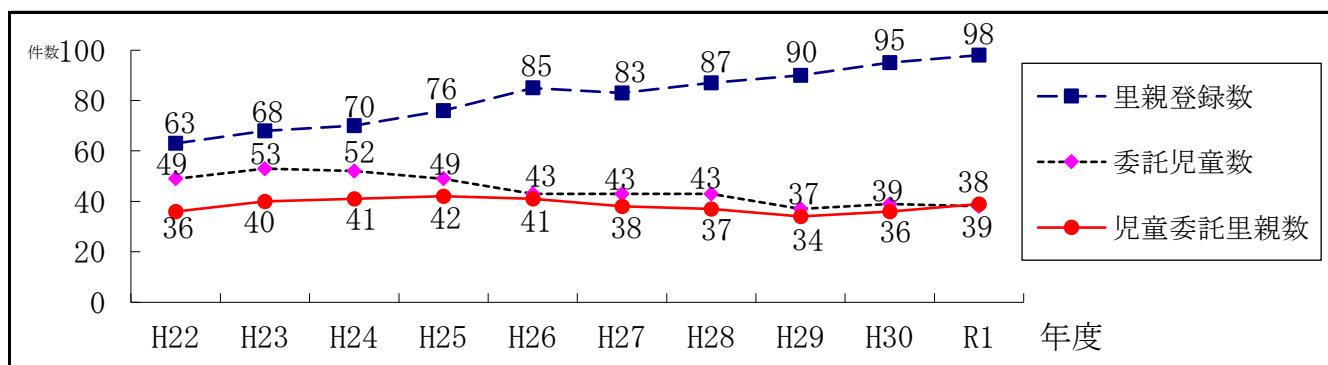
## 7 里親・里子の状況

(1)里親制度の主旨（平成21年4月1日、法改正により制度変更）

保護者のいない児童、または保護者に監護させることが適当でない認められる児童の養育を、都道府県知事が適当と認める者（里親）に委託する制度。（児童福祉法第6条の4、第27条第1項第3号）

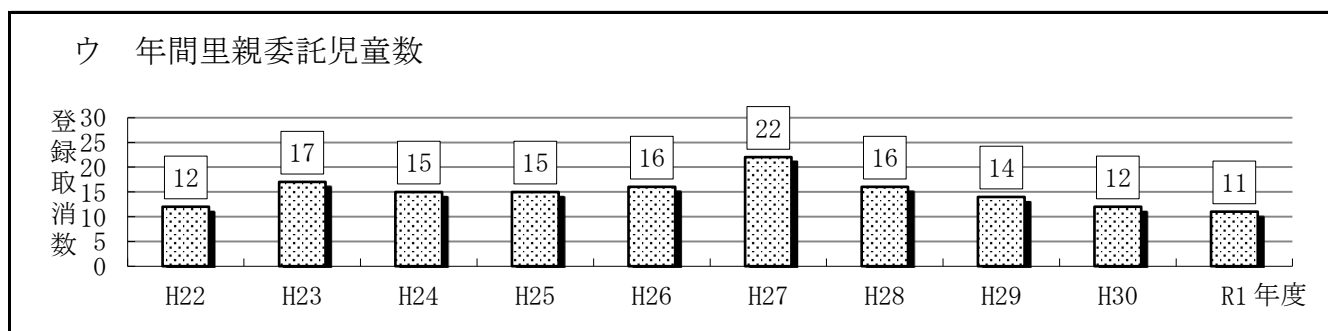
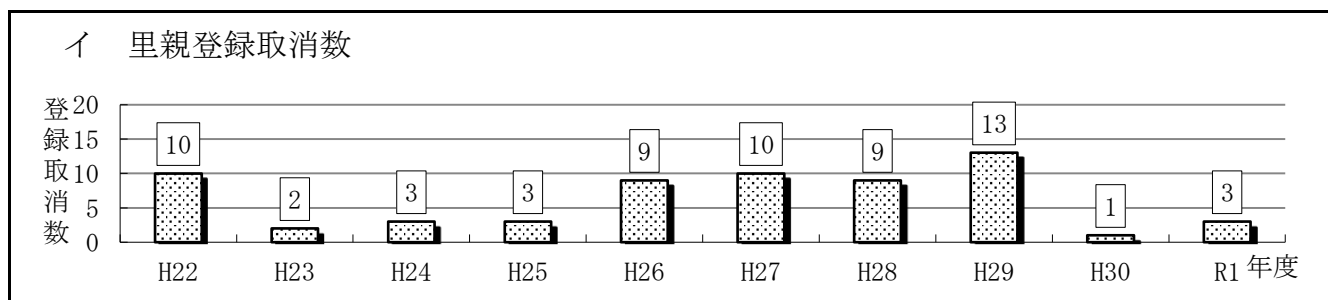
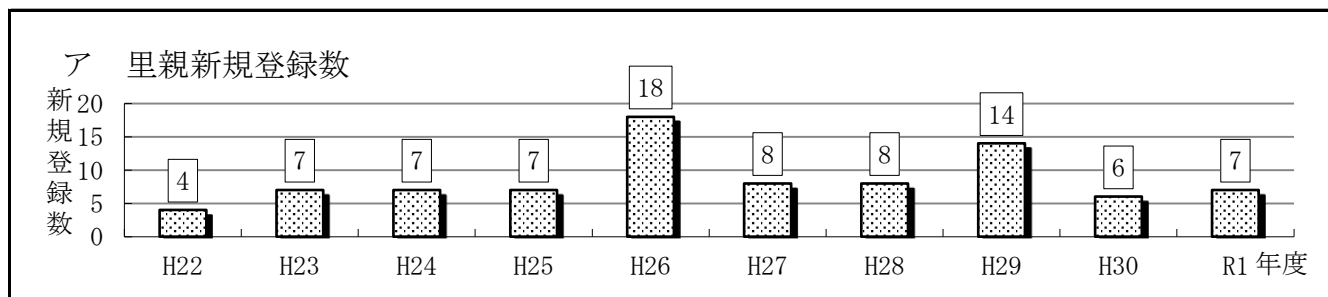
里親の種類	概要
養育里親	養護事情のある児童を養育する。
専門里親	被虐待児童、非行等の問題を有する児童、障害がある児童を養育する。
親族里親	保護者が死亡等により養護事情が生じた児童を、民法上の扶養義務者が養育する。
養子縁組里親	養子縁組を前提とした児童を養育する。

(2)里親登録数等の推移（各年度末現在）



※里親登録数は管外の里親は含まない。

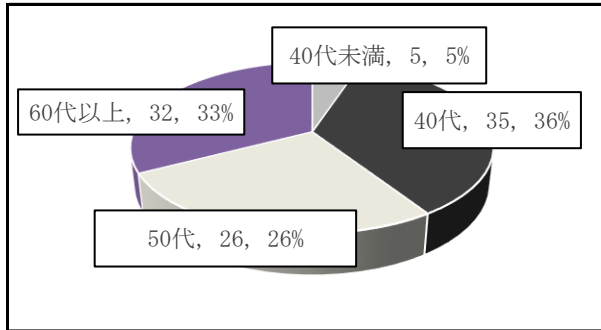
(3)里親登録・取消数と年間新規委託児童数の推移



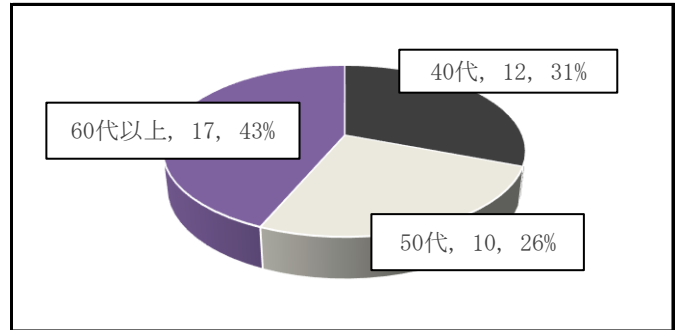


(4)里親の年齢（令和2年3月31日現在）

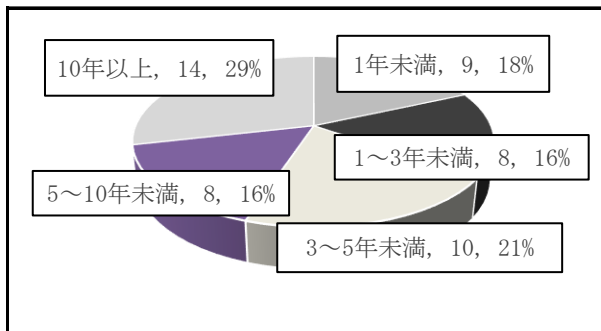
ア 登録里親



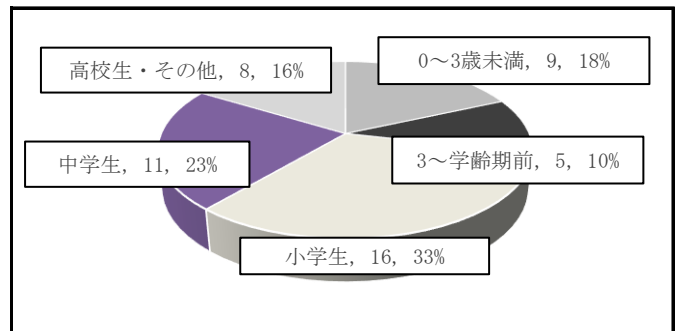
イ 委託里親



(5)里子委託期間（令和2年3月31日現在）



(6)里子の年齢(令和2年3月31日現在)



(7)市町村別里親委託の状況（令和2年3月31日時点）

		里親登録数	児童委託里親数	委託割合	委託里子数
石狩管内	江別市	15	7	47%	8
	千歳市	14	5	36%	6
	恵庭市	9	1	11%	
	北広島市	13	5	38%	4
	石狩市	11	6	55%	8
	当別町	3	3	100%	5
	新篠津村	3			
	小計	68	27	40%	31
後志管内	小樽市	7	3	43%	4
	島牧村				
	寿都町	1			
	黒松内町	4	2	50%	3
	蘭越町				
	ニセコ町				
	真狩村	1			
	留寿都村	1			
	喜茂別町				
	京極町	1	1	100%	1
	倶知安町	2	1	50%	3
	共和町	1	1	100%	1
	岩内町	3	1	33%	1
	泊村				
	神恵内村				
	積丹町	1			
	古平町	1			
	仁木町	3	2	67%	2
余市町	3	1	33%	1	
赤井川村	1				
	小計	30	12	40%	16
	管外	2	2	100%	2
	計	191	41	21%	49

## 8 里親支援の状況

### (1) 里親支援担当者の沿革

平成19年4月から、「里親推進担当主査」が配置(兼務)になり、平成20年4月から専任となったが、平成26年4月から「政策調整・里親担当主査」(兼務)となった。令和2年4月からは再度専任となり、児童福祉司(里親養育支援)となった。

なお、令和2年4月1日現在、管内の4カ所の児童養護施設に里親支援専門相談員が計4名配置されており、児童相談所と連携し、里親宅家庭訪問や里親からの養育相談の対応などの里親支援を行っている。

### (2) 里親支援の趣旨

児童福祉司(里親養育支援)は、登録相談から里子委託時のマッチング調整、委託後の相談、里親登録の取り消し等、里親に関する相談・手続き全般を行っている。また、里親家庭を訪問し、委託条件の確認、里親からの養育相談、里親子関係の確認、里子の養育計画調整等を行っている。

その他、里親への研修を企画・実施し、社会的養育の意義や子どもの発達についての理解を促すとともに、里親支援事業の実施や社会資源の活用を提案すること等により里親養育を推進している。

### (3) 支援の実績の状況

支援・支援事業名	趣旨	令和元年度実績
里親相互援助事業 (里親サロン)	里親が主体となり、相互の交流の場を設けて、里親の精神的負担の軽減や養育技術の向上を図ることを目的とした事業。	開催回数：8回 出席者延人数：41人
里親養育援助事業	里子を養育している里親の負担の軽減を図ることが必要な場合に、養育援助者を里親宅に派遣し、生活援助(家事や養育)や相談援助(軽度の養育相談)を実施する事業。	※該当なし。
レスパイト・ケア	里親が、一時的な休息をしたり、リフレッシュするための援助を必要とする場合に、他の里親、ファミリーホーム、児童養護施設に児童の養育を依頼するもの。理由は問わない。	利用里親数：3組6人 受入施設数：2カ所 延利用回数：3回 実施延日数：10日

## IV 各種事業の概要

### 1 巡回児童相談事業

支援・支援事業名	趣旨	令和元年度実績
一般巡回相談	管内の児童に関するさまざまな相談について、市町村を巡回して助言や指導を行うとともに、児童福祉について関係機関との連絡調整を行い、児童の健全育成を図る。 児童福祉司、心理判定員等で、必要に応じ関係機関職員の参加・協力を得ながら行っている。	実施市町村：23市町村 実施回数：95回 相談件数：435件
在宅障がい児巡回療育相談	在宅の重症心身障害児（者）等の家庭を訪問し、日常生活における療育や施設入所等に係る助言指導等を行い、福祉の増進を図る。 児童福祉司、重症心身障害児施設の医師、看護師等で行っている。	実施市町村：3市町村（うち児童は2市町村） 実施回数：3回（うち児童は1回） 相談件数：7件（うち児童は2名）
その他の巡回相談	継続的に指導が必要な児童を定期的に訪問することや、一般巡回相談会場に来所が難しい児童の家庭を訪問し、相談・判定等を行う。 児童福祉司、心理判定員等で行っている。	実施市町村：2市町村 実施回数：2回 相談件数：2件

### 2 ひきこもり等児童福祉対策事業

小・中学校で不登校児童が増加していることから、不安、無気力、かん黙、心身症状等を示し、不登校等の状態にある児童とその家族に対し、教育分野との連携を図りながら援助を行い、自主性・社会性の伸長、登校意欲の回復を図る。

支援・支援事業名	趣旨	令和元年度実績
ふれあい心の友訪問援助事業	ひきこもり・不登校児童がいる家庭にメンタルフレンド（児童福祉に理解と情熱を有する大学生等）を派遣し、当該児童とのふれあいを図る。	※メンタルフレンド登録希望者なし。

### 3 児童虐待防止対策推進事業

児童虐待は、児童の著しい権利侵害であり、時には生命まで危険にさらされる。そのほとんどが家庭内で発生するとともに複雑な背景をもつ事例が多く、発見から解決に至るまでに多くの困難を伴うものであることから、福祉事務所、保健所、教育委員会、弁護士会、医師会等、地域の関係機関との連携のもとに児童虐待の防止や早期発見・解決のための各種取り組みを行い、もって児童福祉の向上を図る。

支援・支援事業名	趣旨	令和元年度実績
石狩後志地域 要保護児童対策 連携協議会	被虐待児など要保護児童 (保護者のいない児童又は保 護者に監護させることが不適 当と認められる児童)の権利 を守るとともに健全な育成を 図るため、関係の行政機関、 民間団体等との緊密な連携と 相互の協力によって、子ども の虐待防止や自立支援の推進 を図る。  開催開始年度：平成17年度 構成機関：96機関（市町村、 振興局、保健所、医療機関、 保育所、警察等各関係機関）	〈石狩地域〉 開催日：令和元年7月25日 開催地：札幌市（中央児童相談所） 内容 ・行政説明：児童虐待相談の状況について ・活動報告：北海道警察本部行方不明保護・虐待課 北海道CAPをすすめる会 中央児童相談所
		〈後志地域〉 開催日：令和元年8月1日 開催地：倶知安町（後志総合振興局） 内容 ・行政説明：児童虐待相談の状況について ・活動報告：北海道警察本部行方不明保護・虐待課 北海道CAPをすすめる会 中央児童相談所
児童虐待対応 プロジェクトチーム 設置事業	児童虐待の対応について、 専門的見地から助言を行う児 童虐待対応プロジェクトチ ームを設置し、児童虐待の効果 的な解決を図る。  設置年度 平成9年度 構成員：医師（精神科医、整 形外科医、小児科医、産婦 人科医）、弁護士、児童相談 所長、子ども支援課長兼主任 児童福祉司、主任児童福祉司 （虐待対応）	検討会議開催回数：1回  検討件数：2件
児童虐待対応 専門研修事業	地域における関係機関の職 員に対し、児童虐待等に関す る専門研修を実施することに より、それぞれの機関が連携 し、地域における児童虐待の 防止や早期発見・解決のため の取り組みを行い、もって児 童福祉の向上を図る。  開催開始年度：平成12年度	〈児童虐待専門研修〉 ・北海道児童養護施設研修会（令和元年7月1日実施） ・児童虐待に関する研修会（令和元年7月9日実施） ・当別町教職員研修会（令和元年7月30日実施） ・保育施設長セミナー（令和元年8月20日実施） ・児童福祉職施設職員研修（令和元年9月4日実施） ・江別市保育園等職員研修会（令和元年10月1日実施）
		〈調整機関専門職研修〉 ・石狩地域要保護児童対策連絡協議会 （令和元年7月25日実施） ・後志地域要保護児童対策連絡協議会 （令和元年7月10日実施）

支援・支援事業名	趣旨	令和元年度実績
<p>児童虐待 防止講演会</p>	<p>児童虐待は児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、時には生命までもが危険にさらされてしまうことから、地域全体で児童を守り、早期発見及び早期対応を図るために、講演会を開催し、児童虐待の防止について広く道民に周知を図る。 ※岩見沢児童相談所と合同開催している。</p> <p>開催開始年度：平成17年度</p>	<p>開催日：令和元年11月25日 開催場所：岩見沢市（文化センター「まなみーる」中ホール） 参加者：222名 講演：「どうすればできるの「どならない子育て」～こどものやる気をアップさせる子育て維新の機中八策～」 講師 千葉県市川児童相談所長 渡邊 直</p>
<p>児童虐待法的対応 機能強化事業</p>	<p>児童相談所における虐待相談件数が増加するとともに、家庭に介入する事例が多くなることなどから、保護者とのトラブルも増え、児童相談所機能だけでは十分な対応ができない状況にある。そのため、弁護士による司法的調整や援助を得、児童相談所の法的機能を強化することを目的とする。</p> <p>開始年度：平成17年度</p>	<p>実施回数：11回 相談児童数：19件</p>
<p>児童虐待医療的対応 機能強化事業</p>	<p>児童相談所で相談を受理した児童及び保護者について、医療機関からの専門的助言、または心身の治療が必要と判断したものを対象とし、協力病院を指定して実施するものである。</p> <p>協力病院は当該対象者に対して的確に診断し、専門的助言をするとともに心身の治療の必要性を判断する。</p> <p>具体的には、医師が事例対応の当事者として児童相談所の相談活動に参画し、被虐待児の怪我の状況、心理的外傷の程度等の診断（診断書の作成）を行うとともに、医療的な関わりや被虐待児・保護者へのアプローチの方法等に対する相談・助言をする。</p>	<p>※登録医療機関なし</p>

## 4 市町村児童相談体制整備支援事業

児童福祉法の改正により児童相談に応じる窓口として、また、児童虐待防止等に関する法律の改正により、児童虐待の通告先として新たに市町村が規定されたことから、市町村の児童相談体制の後方支援策として、児童相談担当職員に対する研修、技術的助言等を行う。

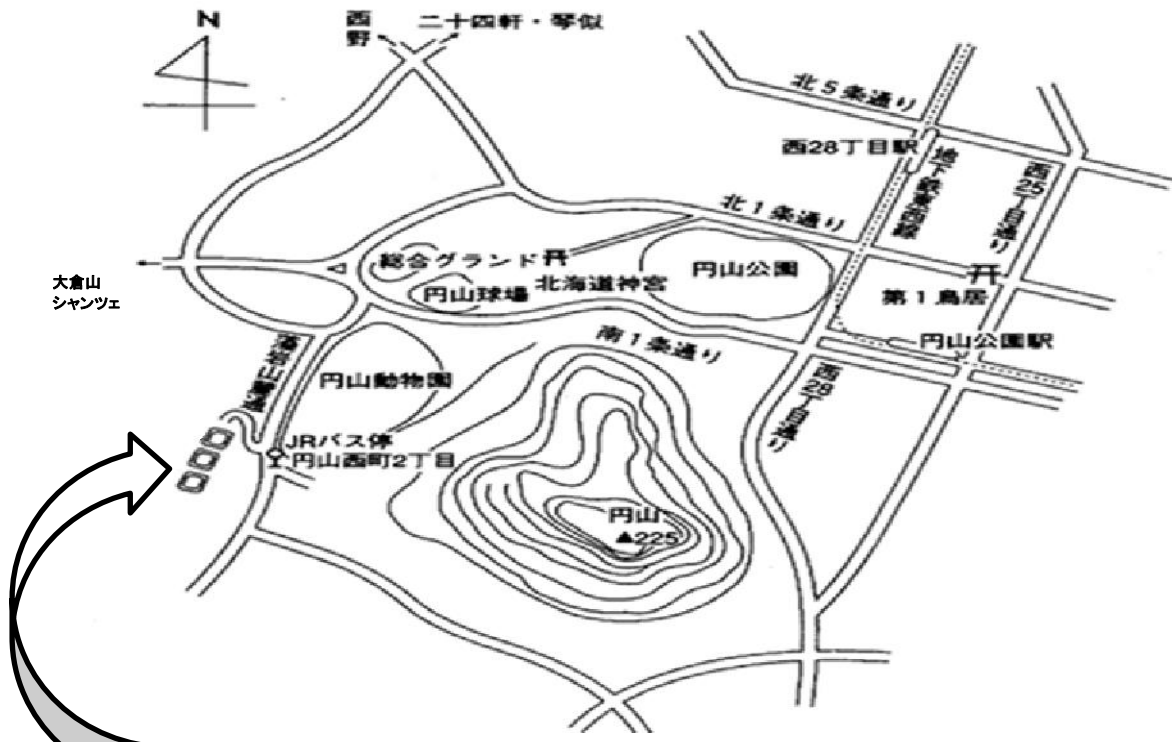
支援・支援事業名	趣旨	令和元年度実績
移動総合相談室	市町村の巡回児童相談等に併せて開設し、市町村相談担当職員と協働して住民に対する相談を実施する。	※該当なし。
市町村職員研修	市町村の児童相談担当職員に対し、児童福祉、虐待、相談などについての理論や実践及びケーススタディなどのプログラムによる研修を実施し、市町村職員の児童相談技術の向上を図る。  開催開始年度：平成17年度	<p>〈石狩地域〉</p> <p>開催日：令和2年1月15日 開催地：札幌市（道庁別館5F） 参加者：24名 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>講演：「子育て困難家庭への支援－効果的な要対協個別ケース会議に向けて－」 講師 札幌国際大学 人文学部心理学科 教授 品川ひろみ</li> <li>演習Ⅰ：事例検討</li> <li>演習Ⅱ：要対協会議の企画立案</li> </ul>
		<p>〈後志地域〉</p> <p>開催日：令和元年9月10日 開催地：共和町 生涯学習センター 参加者：28名 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>講義：「虐待ハイリスクな養育者への支援について」 講師 地域医療相談室 “風” who代表精神保健福祉士・博士（医学）小銭寿子</li> <li>事例検討：「養育能力の低い母に対する支援について」</li> <li>講義・演習：「地域における連携と専門性の支援はどうあるべきか」</li> </ul>
市町村児童相談担当職員受入研修	市町村の相談体制の整備・充実を支援するために、市町村の児童相談担当職員を一定期間児童相談所に受入れ、市町村職員の資質及び相談技術の向上に寄与することを目的とする。  開催開始年度：平成19年度	<p>期間：令和元年12月10日～令和元年12月13日 受入市町村：石狩市 人数：2名</p>
		<p>期間：令和元年12月12日～令和元年12月13日 受入市町村：千歳市 人数：2名</p>
		<p>期間：令和元年12月13日 受入市町村：江別市 人数：2名</p>
		<p>期間：令和2年1月24日 受入市町村：小樽市 人数：2名</p>

## 5 関係機関との連携

市町村や福祉施設等の関係機関と児童相談所との連携を深めるとともに、情報交換等を行い、児童福祉の向上を図る。

支援・支援事業名	趣旨	令和元年度実績
児童福祉施設との 連絡協議会の開催	児童相談所と施設の現況について、また措置児童に関する意見交換、ケースカンファレンスについて情報共有を目的とする。	開催年月：令和元年10月9日 実施施設名：バウムハウス
		開催年月：令和元年10月23日 実施施設名：北海道立大沼学園
各市町村要保護児童 対策地域協議会等 への出席	各市町村の児童虐待相談の 対応状況等について、情報共有を目的とする。	開催年月：令和元年5月 実施市町村：恵庭市
		開催年月：令和元年6月 実施市町村：千歳市
		開催年月：令和元年7月 実施市町村：岩内町、寿都町
		開催年月：令和元年8月 実施市町村：恵庭市、北広島市
		開催年月：令和元年9月 実施市町村：石狩市
		開催年月：令和元年10月 実施市町村：江別市、当別町
		開催年月：令和2年1月 実施市町村：小樽市
		開催年月：令和2年2月 実施市町村：留寿都村
開催年月：令和2年3月 実施市町村：恵庭市、江別市		

# = 案内図 =



札幌市中央区円山西町2丁目1番1号

北海道中央児童相談所  
TEL:011-631-0301

北海道立心身障害者総合相談所  
TEL:011-613-5401

北海道立特別支援教育センター  
TEL:011-612-6211

<公共交通機関>

地下鉄東西線円山公園駅下車  
JRバス 動物園線 円15 (円山西町神社行き)  
円16 (円山西町2丁目行き)  
降車5分

<その他>

乗用車 . . . . . JR札幌駅より30分  
地下鉄円山公園駅より10分

徒歩 . . . . . 地下鉄円山公園駅より40分

※JR札幌駅より6.3km  
地下鉄円山公園駅より2.6km

令和2年度版 北海道中央児童相談所 業務概要

編集 北海道中央児童相談所

〒064-8564 札幌市中央区円山西町2丁目1-1  
TEL 011-631-0301  
FAX 011-631-4154

発行 令和3年3月